

2020

和歌山県
信用保証協会
レポート

WAKAYAMA GUARANTEE REPORT

2020

和歌山県信用保証協会レポート

WAKAYAMA GUARANTEE REPORT

ご あ い さ つ



平素より和歌山県信用保証協会の業務運営につきましては、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和元年度の事業報告等を掲載しましたディスクロージャー誌「和歌山県信用保証協会レポート2020」を作成いたしました。

本誌を通じて経営方針や業務内容など、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、和歌山県内の経済動向は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言による外出自粛などの影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で大きく下押しされており、厳しい状況にあります。

このような状況下、当協会では、令和2年1月29日から「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談にきめ細かく対応するとともに、3月に発動された、新型コロナウイルス感染症に対応した「セーフティネット保証」および「危機関連保証」、更に、5月に創設した、実質保証料ゼロ・一定期間無利子の和歌山県中小企業融資制度「経営支援資金-新型コロナウイルス感染症対応枠」および「経営支援資金-観光関連緊急対策枠」を積極的に推進し、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りに影響が生じることがないように全力をあげて取り組んでおります。

当協会では、地域金融の担い手として、金融機関や関係機関との更なる連携強化を図りつつ、創業、事業拡大、経営改善、事業承継など、中小企業・小規模事業者のあらゆるライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援を展開しているところです。

令和2年度におきましても、引き続き、公的機関として、中小企業・小規模事業者、金融機関、関係機関とのプラットフォームとなれるように、付加価値が高くかつ企業ニーズに沿った協会独自のサービスの提供を積極的に行ってまいります。

中小企業・小規模事業者の皆さまにとって、当協会の理念でもあります「信頼され、親しまれ、期待される信用保証」が真に実現できることを目指し、役職員一丸となって信用保証業務の推進に万全を期してまいりますので、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。

令和2年8月

和歌山県信用保証協会
理事長 稲本 英介

目次

CONTENTS

■ごあいさつ	
■当協会の概要	
・プロフィール・沿革・役員構成	1
・組織体制・担当業務のご案内	2
■中期事業計画・年度経営計画	
・第5次中期事業計画（平成30年度～平成32年度）	3
・令和2年度経営計画	4～6
・令和元年度経営計画の評価	7～11
■個人情報保護への取組み	
・個人情報保護宣言	12～13
■コンプライアンス態勢	
・コンプライアンスの基本方針	14
・コンプライアンス組織体制図	14
■信用保証制度の役割（目的と業務）	
・当協会の経営理念	15
・当協会の目的と業務	15
・信用補完制度のしくみ	16
■信用保証のご利用にあたって	
・ご利用いただける中小企業者	17
・保証の条件	17
・信用保証料	18～20
・責任共有制度	21
■保証制度のご案内	
・主な保証制度一覧	22～33
■信用保証の動向	
・保証利用企業者数	34
・資金使途別保証状況	35
・担保有無別保証状況	35
・金融機関別保証状況	36
・業種別保証状況	37～39
・制度別保証状況	40
・地区別保証状況	41～43
・経営安定関連5号保証状況	44
・保証条件変更実績	44
・求償権回収実績	44
■令和元年度事業報告	
・貸借対照表	45
・貸借対照表の用語解説	46
・収支計算書・財産目録	47
・収支計算書の用語解説	48
■経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み	49～52
■広報、企業支援、社会貢献活動について	53～56

当協会の概要

プロフィール

保証債務残高	21,219件 2,064億円 [令和2年3月末現在]
事業所網	本所(和歌山市)、支所(田辺市)
役員数	79名 [令和2年7月1日現在]
根拠法令	信用保証協会法 (昭和28年法律第196号)
関係法令	信用保証協会法施行令 (昭和28年政令第271号) 信用保証協会法施行規則 (昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号) 中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号)

沿革

昭和23年12月27日	社団法人和歌山県信用保証協会設立登記完了 (和歌山市小松原通1丁目1番地(和歌山県庁内))
昭和29年7月1日	信用保証協会法に基づく特殊法人としての組織変更登記完了
昭和31年8月9日	本所 事務所所在地へ移転(和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地)
昭和40年5月1日	田辺連絡所業務取扱い開始
昭和55年4月3日	田辺支所設置 登記完了
昭和58年9月17日	本所 新事務所完成(和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地)
昭和62年5月23日	田辺支所移転 登記完了(田辺市朝日ヶ丘24番15号)
平成10年12月27日	設立50周年を迎える
平成18年4月1日	保証料率の弾力化導入
平成19年10月1日	責任共有制度導入
平成22年10月12日	新電算システム「グローバルネクスト」を導入
平成22年11月1日	信用保証協会団体信用生命保険制度の取り扱い開始
平成25年4月30日	田辺支所が新事務所へ移転(田辺市朝日ヶ丘21番24号)
平成29年1月4日	新電算システム「ORBIT」を導入
平成30年4月1日	信用補完制度の見直し
平成30年12月27日	設立70周年を迎える

役員構成

令和2年7月1日現在

理事長	稲本英介	(常勤)
専務理事	藤川崇	(常勤)
常務理事	井本誠治	(常勤)
理事	向井学	(常勤)
理事	堀龍雄	和歌山県議会経済警察委員会 委員長
理事	松岡靖之	紀陽銀行 代表取締役頭取
理事	田谷節朗	きのくに信用金庫 理事長
理事	荒井哲郎	商工組合中央金庫 和歌山支店長
理事	岩藤敦史	三菱UFJ銀行 和歌山支店長
理事	豊田章敬	三井住友銀行 和歌山法人営業部長
理事	河野仁	南都銀行 和歌山支店長
理事	浦木睦雄	新宮信用金庫 理事長
理事	和歌哲也	和歌山商工会議所 専務理事
理事	榎本長治	田辺商工会議所 会頭
理事	森田敏行	和歌山県商工会連合会 会長
理事	玉置篤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
理事	大山茂	和歌山県商工観光労働部長
理事	細井隆司	和歌山市産業交流局長
監事	南方成康	(常勤)
監事	月山純典	弁護士
監事	和中修二	公認会計士

組織体制・担当業務のご案内

組織体制			担当業務	
本所	企画総務部	総務課 (総務部門)	TEL(073)433-9709	協会の経営、理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、官公庁の窓口など
			FAX(073)433-9700	
		(経理部門)	TEL(073)433-9710	協会の予算・決算、資金運用、出納・会計など
			FAX(073)433-9700	
		企画情報課 (電算部門)	TEL(073)433-9712	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の管理など
			FAX(073)433-9742	
		TEL(073)433-9711	電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など	
		FAX(073)433-9740		
	企業支援部	企業支援統括課	TEL(073)433-9703	保証業務および期中管理（事故報告書受付前）の統括・企画・調整、受付窓口業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協会団信、保証書発行、保証料徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など
			FAX(073)433-9702	
		保証課	TEL(073)433-9705	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など
	FAX(073)433-9732			
	経営支援課	TEL(073)433-9704	金融相談・経営支援、創業支援・再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理など	
		FAX(073)433-9732		
管理部	管理統括課	TEL(073)433-9706	管理業務および期中管理（事故報告書受付後）の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務・代位弁済の諾否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など	
		FAX(073)433-9701		
	管理課	TEL(073)433-9707	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
		FAX(073)433-9701		
コンプライアンス統括室	TEL(073)433-9713	コンプライアンス統括、内部監査、外部検査、苦情・要望など		
	FAX(073)433-9701			
田辺支所	業務課	TEL(0739)22-4666	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査（創業支援・再生支援を含む）、業務推進、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）など	
		FAX(0739)24-9212		
	管理課	TEL(0739)23-5222	事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
		FAX(0739)24-9212		

1. 本所 担当地域
和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

2. 田辺支所 担当地域
田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡

当協会の概要
中期事業計画・年度経営計画
個人情報保護への取り組み
コンプライアンス
信用保証制度の役割（目的と業務）
信用保証のご利用にあたって
保証制度のご案内
信用保証の動向
令和元年度事業報告
経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み
広報・企業支援・社会貢献活動について

第5次中期事業計画 【平成30年度～平成32年度】

和歌山県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進する公的な支援機関として、「信用保証」を通じ金融の円滑化に努めることにより、中小企業・小規模事業者の発展を支え、地域経済に貢献します。

平成30年度から32年度までの3ヵ年の中期事業計画における業務運営方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1) 中小企業者・小規模事業者の各ライフステージに応じた必要十分な資金供給の支援

- ①金融機関との不断のコミュニケーションにより連携を図り、個々の事業者の状況把握を行い、的確な信用保証を実施します。
- ②保証制度の創設・改訂を実施し、信用保証の利便性を高めます。
- ③金融機関とのリスク分担について状況把握を行うとともに主要金融機関本部等と情報交換を実施します。

2) 創業支援の積極的取組み

- ①創業に係る保証を積極的に取り組みます。
金融機関や創業支援機関と連携・協力を一層強化し、創業支援担当員が中心となり相談・保証業務に積極的に取り組みます。
- ②国の経営支援強化促進補助金を活用した、創業支援セミナーや経営相談会の開催、外部専門家による創業計画策定支援や個別課題解決のための創業者フォローアップを積極的に取り組みます。
- ③創業保証制度等や各種創業支援について積極的な広報を行い浸透を図ります。

3) 経営支援・再生支援の積極的な取組み

- ①国の経営支援強化促進補助金を活用した、外部専門家による個別課題解決のための経営安定化支援・事業承継支援・生産性向上支援、外部専門家による修正経営改善計画策定支援、事業承継セミナーの開催に積極的に取り組みます。
- ②中小企業・小規模事業者の状況を勘案しつつ、必要に応じて関係者を集めた「経営サポート会議」を積極的に実施します。
- ③国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用を促します。
- ④政策保証を活用した条件変更先等の正常化・ランクアップを積極的に提案します。

4) コンプライアンス態勢の充実・強化およびリスク管理体制の充実

- ①コンプライアンス態勢に向けて、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、コンプライアンスのより一層の浸透と実質的な機能の充実を図り、役職員の意識向上に努めます。
- ②個人情報保護および特定個人情報保護に努めるため、適正な個人情報および特定個人情報の取扱いを行います。
- ③BCM訓練などの実施により役職員へBCPの浸透を図り、危機管理体制の強化に努めます。
- ④効率および適正な業務運営を確保するため、定期的な内部監査を実施します。

令和2年度経営計画

(1) 業務環境

1) 地域の景気動向

県内経済は、生産活動では世界経済の不透明感から海外向けの生産用機械の需要が低調となっており、回復のテンポが緩やかになっているものの、個人消費は緩やかに回復しつつあるほか、雇用情勢も着実に改善しているなど、全体として緩やかに回復しつつあります。

しかしながら、先行きについては、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行に伴い、世界経済の不透明感が急速に強まっており、実体経済において、危機的な影響がでてきていることに最大の注意を払っていく必要があります。また、通商問題の動向、海外経済の不確実性、五輪後の内需低下の影響にも留意する必要があります。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響が、観光業や飲食業などサービス業からほぼ全業種へと広がりを見せており、景気の失速が特に懸念される事態となってきています。大規模な経済対策効果に期待する一方で、感染拡大防止が未だ見通せない中で、中小企業・小規模事業者にとって、予断が許されない厳しい経営環境が続くものと思われます。

(2) 業務運営方針

このような状況の中、当協会は「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を経営理念とし、地方創生に貢献するため、国・地方公共団体の中小企業施策に則し、中小企業・小規模事業者の多様なニーズにきめ細かに応え、資金繰りの円滑化に寄与します。また、金融機関等との連携を一層深め、経営支援・事業再生はもとより、円滑な事業承継を推進し、経営改善・生産性向上に取り組めます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている多くの中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、最大限のスピードをもって柔軟に対応します。

- ①金融機関との日常的な対話を通じ、保証付き融資とプロパー融資を適切に組み合わせたリスク分担を行い、中小企業・小規模事業者に対し、必要十分な資金供給を行います。
- ②関係機関との連携・協力を進め、中小企業・小規模事業者の様々なライフステージに応じた顧客目線での支援を積極的に取組めます。
- ③中小企業・小規模事業者に細やかな経営支援・事業再生に取組み、条件変更先の正常化を促進します。
- ④持続可能な地域経済の形成に貢献するため、創業支援とともに、特に事業承継を積極的に支援します。
- ⑤協会の経営基盤の強化を図るため、効果的な事務の改善や効率的な経費の見直しを進めます。
- ⑥コンプライアンスについては、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施します。

こうした運営方針に立ち、信用保証が果たすべき期待と役割にしっかりと応えられるよう、各業務部門の重点課題に取り組んで参ります。

(3) 具体的な課題と解決のための方策

1) 保証利用の推進を図る取組み

- ①主要金融機関本部や店舗を訪問し、保証付き融資に係る取組み状況やリスク分担について情報交換を行い、信用保証の推進を実施します。
- ②金融機関等から中小企業者の資金ニーズを把握し、利便性の高い保証制度の創設や改訂を行います。また「利用者増進キャンペーン」を実施します。
- ③金融機関や関係機関および教育機関との情報交換会や業務説明会等の開催により連携強化を図り、

保証制度等の周知および信用保証の推進を実施します。

- ④各種保証先リストを活用し、保証利用の維持・拡大に取組みます。
- ⑤金融機関向けの合同審査勉強会を開催します。

2) 金融支援と経営支援の一体的取組み

- ①保証・条件変更申込先に対し、必要に応じた「実地調査」、「経営サポート会議」の開催、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」の実施により、一層保証利用者の実態把握や事業性の評価に取組みます。
- ②経営改善が必要な中小企業・小規模事業者に対し「経営改善サポート保証」・「条件変更改善型借換保証」等を積極的に提案します。
- ③金融支援と経営支援が一体となった政策保証やライフステージに応じた保証制度等の浸透を図るため、金融機関等に対し周知および利用促進を積極的に取組みます。
- ④資金調達に不安を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、適切なアドバイスや金融機関の紹介を行います。

3) 創業支援の積極的な取組み

- ①金融機関、和歌山県よろず支援拠点との連携を一層強化し、創業保証制度の周知および利用促進を行います。
- ②「創業支援セミナー」を和歌山市と田辺市で開催します。また、「創業支援セミナー」に参加し、創業保証制度を利用した創業者を地元広報誌で紹介します。
- ③創業保証を利用した創業者に対し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」による経営診断などの創業者フォローアップ支援を実施します。
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対し、外部専門家による創業計画策定支援を実施します。
- ⑤創業支援セミナーinわかやま実行委員会が実施する創業イベントに参画します。

4) 顧客目線に立ったサービスの拡充と個人情報の管理

- ①「McSS経営診断報告書」の周知を図り、多くの中小企業・小規模事業者に活用していただきます。また、書類の簡素化、事務の効率化を図り顧客サービスの拡充に取組みます。
- ②ファイリングシステムの運用などにより、適切に個人情報の保護・管理に取組みます。

5) 経営支援・再生支援の充実・強化

- ①金融機関および支援機関等に対し、『当協会の経営支援』の周知および利用促進を積極的に取組みます。また、和歌山県中小企業再生支援協議会とも一層連携を深め、経営支援・再生支援に取組みます。
- ②拡充した重点管理先『支援企業』を中心に、主要金融機関と連携・協力を図り、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」や「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」等きめ細やかな経営支援を積極的に提案します。
- ③「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用者で修正計画策定が急務な事業者に対し、外部専門家による修正経営改善計画書策定支援を実施します。
- ④外部専門家や地域金融機関と連携・協力し、「経営相談会」を拡充して開催します。

6) 事業承継支援・生産性向上の取組み

- ①新保証制度である「事業承継特別保証制度」の周知および利用促進を積極的に取組みます。
- ②事業承継や生産性向上に悩みを抱える事業者に対し、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」を実施し、必要に応じて保証取組を実施します。
- ③「事業承継セミナー」を和歌山市と田辺市で開催するとともに、金融機関や和歌山県事業引継ぎ支援センターと連携・協力を深め事業承継支援に取組みます。

7) 条件変更先の弁済正常化の取組み

- ①金融機関と連携・協力して条件変更先の実態を見極め、借換保証等による弁済の正常化に取組みます。
- ②原則、初回条件変更申込先を实地調査し、現況把握に取組み、各種経営支援策を提案します。

8) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員への浸透

「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、コンプライアンスのより一層の浸透と機能充実のため、諸規程等の周知および研修により役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図ります。

9) 反社会的勢力の不正利用防止および排除

定期的な反社データの活用によるスクリーニングの実施および関係機関との連携強化による反社会的勢力からの不正利用防止および排除に取組みます。

10) 各部門における効率的かつ適正な業務運営の助言および促進、個人情報保護の適正な取扱いと保護

計画的に内部監査を実施し、リスク管理および業務改善などについて適切に助言を行い、効率的かつ適正な業務運営の促進を図ります。また、個人情報およびマイナンバーについても計画的に点検・監査を行い、適正な取扱いおよび保護に取組みます。

11) 電算システム（ORBIT）の安定運用と効率的活用

日常の業務運用を通じ効率的な活用を探ると共に、災害対策を含むバックアップ体制を整備し安全な運用を行います。

12) 情報発信力の強化

信用保証協会の公共性や保証制度等について、メディアの多角的利用をもって積極的な情報発信に取組みます。

(4) 保証承諾等の見通し

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	710億円	100.0%
保証債務残高	2,016億円	97.9%
代位弁済	30億円	100.0%
回収	8億円	100.0%

令和元年度経営計画の評価

令和元年度の年度経営計画に対する実施評価は以下の通りです。尚、実施評価に当たりましては、弁護士、公認会計士・税理士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

●重点課題への取組み状況

令和元年度の重点課題として掲げた項目への主な取組み状況は、以下の通りです。

【1】保証部門

（1）保証利用の推進を図る取組み

- ① 主要金融機関本部や金融機関感謝店舗選考基準に達した店舗等を訪問し（延べ201回前年比96%）、保証付き融資に係る取組み状況やリスク分担について、定期的な情報交換を行い、提携保証を中心に各種保証制度の周知とともに、保証利用の推進を図りました。
- ② 金融機関等から中小企業者の資金ニーズを把握し、利便性の高い保証制度の創設・改訂を行いました。
 - ・創設した保証制度：「MAX280」令和元年7月1日取扱開始（57件4,030百万円）、「わかやまミライⅡ」令和2年4月1日取扱開始
 - ・改訂した保証制度：「たんけいネクスト」「不動産担保活用型」「一般保証」
- ③ 金融機関や関係機関と連携強化を図るため、情報交換会や業務説明会等を44回（前年比129%）開催し、保証制度等の周知および信用保証の推進に取り組みました。
- ④ 各種保証先リストを本部・支店へ送付し、保証利用の維持・拡大に取り組みました。
- ⑤ 金融機関向けの合同審査勉強会を2回（受講者56名、前年比93%）開催し、模擬審査を取り入れるなどして、審査のレベルアップを図りました。

（2）金融支援と経営支援の一体的取組み

- ① 保証・条件変更申込における実地調査294回（前年比115%）、経営サポート会議37回（前年比80%）、ローカルベンチマークシートを活用した専門家派遣事業「わかやま連携サポート」45回（前年比102%）を実施し、一層保証利用者の実態把握や事業性の評価に取り組みました。
- ② 経営改善が必要な事業者に対しては、経営改善サポート保証26件784百万円（前年比70%）、条件変更改善型借換保証5件128百万円（前年比180%）等を積極的に提案いたしました。
- ③ 金融支援と経営支援が一体となった政策保証やライフステージに応じた保証制度等の浸透を図るため、金融機関等向け業務説明会12回（前年比60%）を実施いたしました。
- ④ 資金調達に不安を抱える中小企業者に対して、適切なアドバイスや金融機関の紹介22件（前年比244%）を行いました。

(3) 創業支援の積極的な取り組み

- ①金融機関、和歌山県よろず支援拠点との情報交換を通じて一層連携を強化し、創業保証制度177件756百万円(前年比131%)の利用促進を行いました。
- ②近畿税理士会、社会保険労務士などが参加した創業支援セミナーを和歌山市と新宮市で開催いたしました。
- ③創業保証を利用した事業者に対し、外部専門家による経営診断などの創業者フォローアップ支援2企業10回(前年比55%)を実施いたしました。
- ④独力で創業計画策定が困難な創業希望者に対し、専門家による策定支援について説明をいたしました。取組実績はありませんでした。
- ⑤創業支援セミナーinわかやま及びビジネスプランコンテストの創業イベントに、実行委員として参画いたしました。

(4) 顧客目線に立ったサービスの拡充と個人情報の管理

- ①保証利用先226企業(前年比178%)にMcSS経営診断報告書を提供し、顧客サービスの拡充に取組みました。また、金融機関への業務説明会や店舗訪問時にリーフレットを持参し、利用促進を図りました。
- ②ファイリングシステムの運用により、企業ファイル等の入出庫管理を適切に行い、個人情報の保護・管理に取組みました。また、年2回棚卸作業を実施いたしました。

【2】期中管理・経営支援部門

(1) 経営支援・再生支援の充実・強化

- ①ローカルベンチマークシートを活用した専門家派遣事業を希望した38企業(前年比115%)に対し、派遣179回(前年比121%)、国の認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に57企業(前年比100%)実施するなど、和歌山県中小企業再生支援協議会とも一層連携を深め、経営支援・再生支援を行いました。
- ②国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用者で修正計画策定が急務な事業者1企業(前年比33%)に対し、外部専門家による修正経営改善計画書策定支援を実施いたしました。
- ③外部専門家や地域金融機関と連携・協力し、経営相談会を4回開催し、13企業(前年比130%)の経営相談を受けました。

(2) 条件変更先等の正常化・ランクアップの取り組み

- ①金融機関と連携・協力して条件変更先の実態を見極め、36企業(前年比69%)、承諾金額873百万円(前年比61%)について借換保証等による弁済の正常化を図りました。

②初回条件変更申込先41企業（前年比74%）を実地調査し、状況把握に取組み、各種経営支援策を提案いたしました。

（3）生産性向上・事業承継支援の取組み

- ①生産性向上支援に係る専門家派遣事業に2企業（前年比66%）派遣10回（前年比90%）、事業承継支援に係る専門家派遣事業に3企業（前年比100%）派遣10回（前年比90%）実施いたしました。
- ②事業承継セミナーを和歌山市と御坊市で開催（受講者30名、前年比100%）するとともに、金融機関・和歌山県よろず支援拠点や和歌山県事業引継ぎ支援センターと連携・協力を深め、事業承継支援に取組みました。

【3】その他間接部門

（1）コンプライアンス態勢強化に向けた役職員への浸透

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンス委員会を5回開催（前年比71%）し、反社スクリーニングの結果報告および反社認定先の回収方針の決定などを行いました。また、コンプライアンス担当者連絡会議を年2回開催（前年比100%）し、コンプライアンス担当者の意見・情報交換を通じて、コンプライアンス担当者の意識向上を図りました。コンプライアンス研修は、反社会的勢力等およびパワーハラスメントをテーマに2回開催（前年比200%）いたしました。

（2）反社会的勢力の不正利用防止および排除

反社会的勢力等の排除のため、反社データ活用による定期的なスクリーニング、連合会からの暴追データの活用も含め、関係機関・関係部署との情報共有・連携強化を図りました。また、反社会的勢力等関連の審査会を9回（前年比180%）開催し、13企業（前年比162%）について審議を行い、うち4企業（前年比133%）について不正利用の排除を行いました。

（3）各部門における効率的かつ適正な業務運営の促進

各部門のリスク管理及び業務について、諸規程などに基づいた事務処理かどうか整合性を主とした監査を行い、適切に業務運営の確保に努めるよう指摘・指導を行いました。個人データ及び特定個人情報の取扱いについて、点検・監査を行い、概ね問題なく適正な事務取扱いが行われていることを確認いたしました。

(4) 財務の健全性の確保

資金繰りの管理、及び安全かつ収益性を考慮し資金運用を行いました。また予算執行状況の管理や一層の経費削減を行い、財務の健全性を図りました。

(5) 人材の育成ならびに危機管理体制の強化

今年度より日本政策金融公庫への職員出向や女性職員のためのワーク&ライフキャリア講座などの研修への参加、また外部セミナーなどの参加の呼掛けを積極的に行い、人材の育成に取組みました。またBCM訓練の実施により役職員への浸透を図りました。

(6) 電算システム (ORBIT) の安定運用と効率的活用

共同化システム (ORBIT) を当協会の業務システムとして効率的に活用するため、同システムの機能を補助するサブシステムの更なる拡充を実施いたしました。また、障害対応に備え、ORBIT 緊急システムの動作環境の整備を実施いたしました。

(7) 情報発信力の強化

利用者目線からの保証の利用メリット、地域・社会貢献などのイメージアップ広報に取組み、創業支援セミナー開催などの情報は、関係部署と連携しフリーペーパーやテレビCMなどによる情報発信を行いました。インターネットを利用した広報については、新たに協会公式LINEアカウントを開設し、協会ホームページと併せて、情報記事をタイムリーに発信いたしました。

●外部評価委員会の意見

(1) 年度経営計画の中で、部門毎の具体的かつ詳細な課題や行うべき方策を明確にし、そして、部署毎に新たに「行動指標」を設定し、個別の課題等に対応した詳細な自己評価が行われていることは高く評価できます。

(2) 中小企業・小規模事業者の資金ニーズにマッチした利便性の高い保証制度の創設など保証利用の推進を図る取組み、金融支援と経営支援の一体的取組み、金融機関等と連携した創業支援の取組み、McSS経営診断報告書を利用した顧客サービスの拡充等を積極的に実施されております。

保証承諾について、対計画比101.2%、対前年度比103.6%を達成されました。年度終盤より、コロナ禍の影響拡大による中小企業・小規模事業者の資金需要が増加しているものと思われませんが、日頃からの上記の積極的な取組みが、需要増加に対応できた基盤となったものと評価します。

なお、コロナ禍の影響により、令和2年度は、中小企業・小規模事業者に対する金融円滑化

目的達成のための貴協会の役割が、より一層重要になってくるものと思われます。引き続き、この目的達成のため、積極的かつ適正な保証承諾が行われることを期待いたします。

- (3) 代位弁済について、対計画比56.8%、対前年比92.9%と、前年度に引き続き非常に低い水準で推移いたしました。この結果には、中小企業・小規模事業者に対する経営支援・再生支援等の取組みが一定程度寄与しているものと評価できます。

なお、コロナ禍の影響による景気悪化の程度は深刻で、かつ、回復時期の見通しが立たない状態となっております。このことから、令和2年度は、中小企業・小規模事業者の経営悪化による代位弁済のリスクが顕在化する年度であり、期中管理の重要性がますます高まっていると思われます。

引き続き、今後もローカルベンチマークシートを活用した取組みや条件変更先の弁済の正常化の取組みなどを継続していただき、積極的かつ現実の必要性に適切に対応した期中管理に努めていただきたいと思います。

- (4) 求償権の実際回収額について、対計画比115.3%、対前年比96.4%であり、前年度に引き続き、計画額を超える回収を実現できております。また、債務者の再生と求償債権の回収を共に実現できる求償権消滅保証の推進に努力されている点も評価されます。令和2年度は、回収環境の厳しい状況が常態化している中、さらなる困難が予測されますが、回収実現に向けた適切な努力を行うと共に、管理事務停止や求償権整理を適正に行っていただきたいと思います。

- (5) コンプライアンスについて、コンプライアンス・チェックシートの実施や各種研修、定例会議などコンプライアンス・プログラムに基づいた取組みを通じて役職員のコンプライアンス意識の一層の醸成に努められています。

その結果、コンプライアンス関連事案が発生しなかったことは評価されるものです。今後も、コンプライアンスの重要性を認識し、一層の態勢充実・強化に努めていただきたいと思います。

個人情報保護への取組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報保護宣言」を以下のとおり制定しております。業務上、お客様の個人情報を取得・利用させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で適切に取組み、個人情報の保護に努めています。

個人情報保護宣言

和歌山県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ〔<http://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

個人情報保護への取組み

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)、(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ〔<http://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止等に関する対応窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

(住所)和歌山市十二番丁39番地 (電話番号)073-433-9712 (部署名)企画総務部 企画情報課

コンプライアンス態勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っています。

このような公共性と社会的使命の重要性に鑑み、当協会では、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努め、地域社会ならびに中小企業の皆様方から信頼され親しまれる信用保証協会を目指し、役員一丸となって取組んで参ります。

1. コンプライアンスの基本方針

【信用保証協会の公共性と社会的責任】

- ・信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

【質の高い信用保証サービス】

- ・経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

【法令やルールの厳格な遵守】

- ・あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

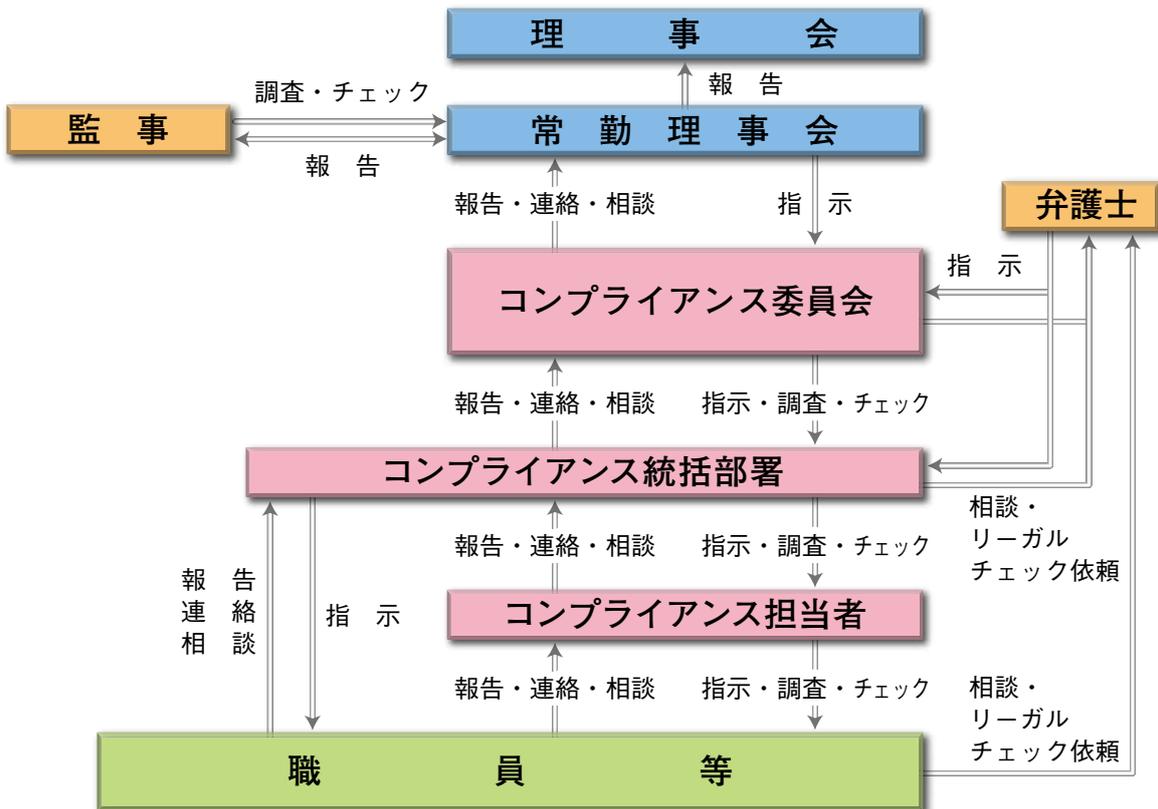
【反社会的勢力との対決】

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

【地域社会に対する貢献】

- ・広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

2. コンプライアンス組織体制図



当協会の概要
 中期事業計画・年度経営計画
 個人情報保護への取組み
 コンプライアンス態勢
 信用保証制度の役割(目的と業務)
 信用保証のご利用にあたって
 保証制度のご案内
 信用保証の動向
 令和元年度事業報告
 経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み
 広報・企業支援・社会貢献活動について

信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、その将来性と経営手腕を適正に評価し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の健全な発展に寄与することを目的として設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

信用保証協会は、事業に積極的に取り組み、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者と金融機関とを結びつける『かけ橋』の役目を果たし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援育成、並びに地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

○和歌山県信用保証協会の経営理念

私たちは、中小企業者の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある、人間性の豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。

○目的（和歌山県信用保証協会定款第1条）

（目的）

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証等の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

○業務（和歌山県信用保証協会定款第6条）

（業務）

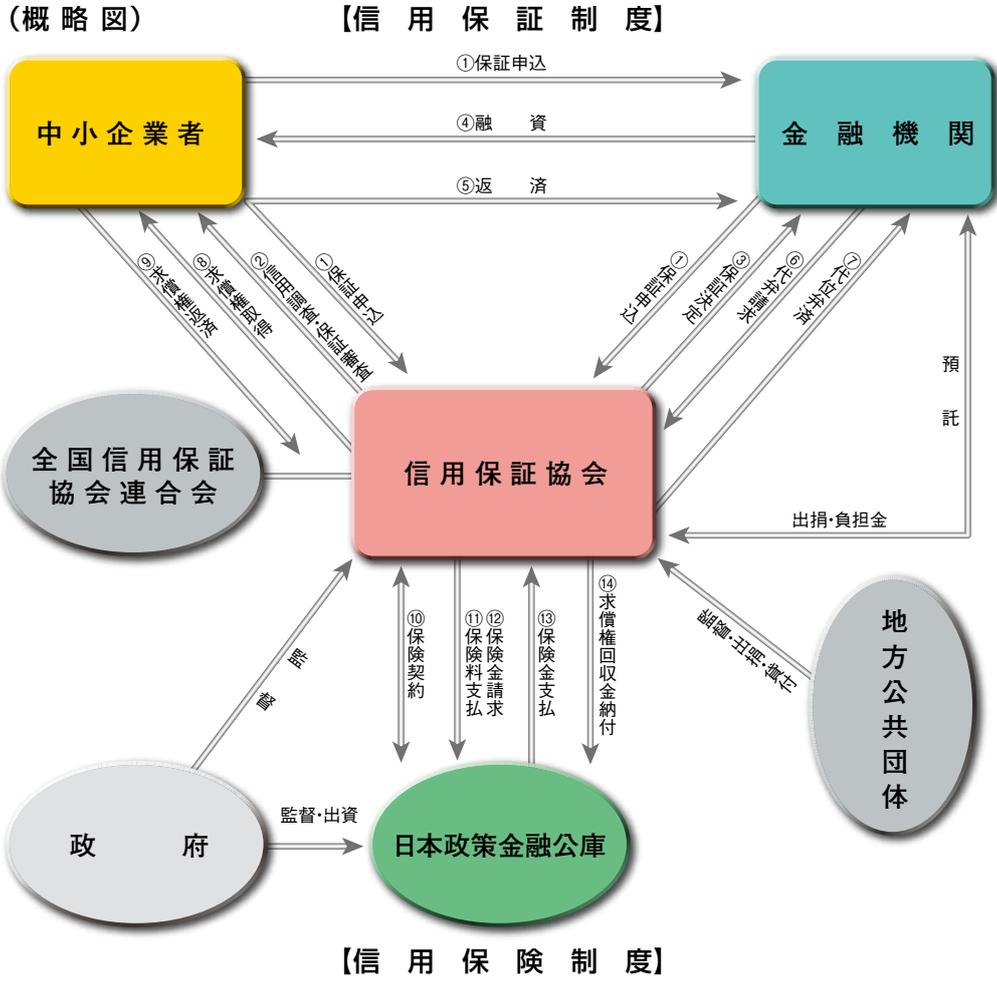
第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委任を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- (5) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

信用保証制度の役割（目的と業務）

○信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



■概略図の説明

（信用保証制度のしくみ）

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みします。
（保証協会は、必要に応じ、中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。）
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査/保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。 → 至完済
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

（信用保険制度のしくみ）

- ⑩ 日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会に対して信用保険を引受します。
- ⑪ 保証協会は、日本公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払います。
- ⑫ [代位弁済（保険事故）が発生した場合] 日本公庫に対して保険金の請求を行います。
- ⑬ 日本公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合（70～90%）に応じて、保険金を支払います。
- ⑭ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

当協会の概要
 中期事業計画・年度経営計画
 個人情報保護への取組み
 コミュニティ
 信用保証制度の役割（目的・業務）
 信用保証のご利用にあたって
 保証制度のご案内
 信用保証の動向
 令和元年度事業報告
 経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み
 広報・企業支援・社会貢献活動について

信用保証のご利用にあたって

1. ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- (注) ・これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。
・農業・林業（一部を除く）・漁業、金融・保険業（一部を除く）、サービス業の一部においては保証できないものがあります。
・許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。

2. 保証の条件

- ①保証限度額…2億8,000万円
（組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合の場合は、4億8,000万円）
- ②資金用途……事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。
- ③保証期間……【運転資金】原則として5年以内（ただし、有担保保証は7年以内）
【設備資金】原則として7年以内（ただし、有担保保証は10年以内）
※各保証制度ごとに定められた保証期間がありますので、P22～P33「主な保証制度一覧」をご参照下さい。
- ④連帯保証人…原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
ただし、実質経営者、営業許可名義人、当該事業に従事する配偶者、事業承継予定者の方は、連帯保証人になっていただくことがあります。
- ⑤担 保……必要に応じて提供をお願いしています。
なお、担保を差し入れて頂いた保証については、原則保証料の割引（▲0.1%）適用があります。（ただし、セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）

3. 信用保証料

従来は原則一律であった信用保証料率を、平成18年4月1日から中小企業者の皆様の個々の経営状況を踏まえ、保証料率を弾力化し、9区分の料率に改正させていただきました。

また、平成19年10月1日に導入された責任共有制度の対象となる保証では、責任共有保証料率を適用しております。

I. 保証料率区分表

(年率、%)

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

- ・手形等割引根保証、当座貸越、事業者カードローン根保証など、あらかじめ借入限度額を定める保証制度については特殊保証料率を適用します。
 - ・一部の保証では一律の保証料率が適用されます。また、県制度については県が保証料の補助を行っており、その分、中小企業者が負担する保証料は軽減されます。
- ※ 保証料率の詳細は、P22～P33「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

II. 料率の算出方法

お客様の保証料率は、皆様の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を 中小企業信用リスクデータベース（注1） により評価し、さらに 非財務要因（注2） を加味して決まります。

（注1）中小企業信用リスクデータベース（Credit Risk Database 略称:CRD）とは、平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を目的として創設され、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。このデータに基づき、みなさまの企業の信用リスクが計算されます。なお、評価に関する一連の仕組み、個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されておられません。

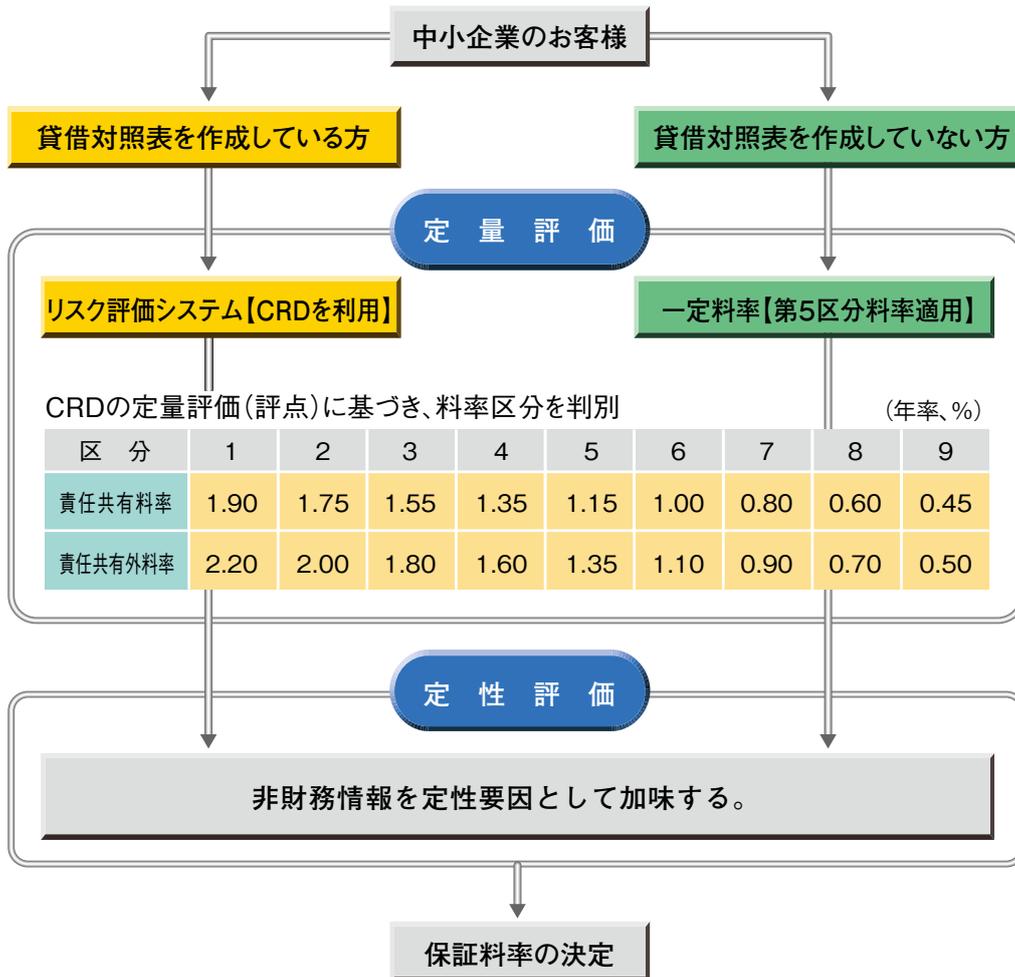
（注2）非財務要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

- ① 担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。（セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）
- ② 会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証および和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。

※ 事業承継特別保証をご利用いただく方で、経営者保証コーディネーターの確認を受け、特別保証料率が適用される場合、有担保保証に対する割引及び会計参与設置会社に対する割引は適用されません。

信用保証のご利用にあたって

Ⅲ. 料率決定までのプロセス



Ⅳ. 保証料の計算方法

信用保証料の計算式は次のとおりとなっています。

① 一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

② 均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数※}$$

③ 根保証制度の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付極度額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

※回数別係数表

返済回数	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

信用保証のご利用にあたって

V. 保証料の分納

信用保証料は一括徴収が原則ですが、保証期間が2年を越え、かつ保証金額が1千5百万円を超えるもので「保証料分納申請書兼預金口座振替申込書」による申出があるものについては、下表のとおり分納いただけます。

保証料分納割合一覧表

取扱年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
保証期間														
2年超	4年以内	75	25											
4年超	6年以内	60	30	10										
6年超	8年以内	45	35	15	5									
8年超	10年以内	35	30	20	10	5								
10年超	12年以内	30	20	20	15	10	5							
12年超	14年以内	25	20	20	15	10	5	5						
14年超	16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5					
16年超	18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5				
18年超	20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2			
20年超	22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2		
22年超	24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2	
24年超	25年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2

VI. 保証料の返戻

信用保証料は原則として違算過収以外は返戻いたしません。ただし、次の場合において一定金額を超えるものについては返戻させていただきます。

- ① 保証期限前に完済した場合、当初の信用保証料計算起算日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち原則として完済日の属する1年以内についてはその90%、完済日の属する1年を越える期間についてはその全額が返戻の対象となります。
- ② 保証条件変更に伴う信用保証料計算により、既収信用保証料が過収となる場合、その計算差額が返戻の対象となります。

4. 責任共有制度

協会の保証付き貸付について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。（注）金融機関の負担割合はいずれの方式であっても20%となります。

なお、お取引金融機関の選択した方式によって、中小企業者の皆様に有利・不利の違いが生じることが無いよう、いずれの方式であっても、ご負担いただく保証料は同じとなっております。

対象除外となる保証制度

制度の分かり易さや利用者間の公平性の観点から、原則としてすべての保証制度に一律に導入されることが望ましいのですが、小規模企業者やセーフティネット対象者など、政策的配慮から責任共有制度の対象外となる保証（従来同様の協会100%保証）が定められています。対象除外制度は以下のとおりです。

【対象除外制度】

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証（NPO法人が利用する場合は責任共有対象）
3. 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業等関連保証、創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 東日本大震災復興緊急保証に係る保証
10. 経営力強化保証（対象除外制度を同額内で借換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（対象除外制度を同額内で借換えた場合に限る）
12. 危機関連保証

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証などについては、金融機関の方式選択に関わらず、部分保証方式となります。

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【協会制度】

(令和2年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金用途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
一般保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人（組合を含む）を対象とします。ただし、協会の保証対象となる方。	運転資金	(有担保) 個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円	原則として5年以内 (有担保保証の場合、 7年以内) (借換保証利用の場合、 10年以内) (据置期間 1年以内)	0.45) 1.90	金融 機関 所定
		設備資金		原則として7年以内 (有担保保証の場合、 10年以内) (据置期間 1年以内)		
手形等 割引 根保証	県内の中小企業者で、既に客観的に事業を行っていることが明らかな個人・法人（組合を含む）を対象とします。ただし、協会の保証対象となる方。	運転資金	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円	1年以内 (ただし、保証期間中に割引かれた手形及び電子記録債権の最も遅れて到来する支払期日までとします。)	0.39) 1.62	金融 機関 所定
根保証	(個人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のAからDのいずれかに該当する方 A:保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B:保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること C:確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有すること D:確定申告が青色であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供があること (法人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のA・Bのいずれかに該当する方 A:保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B:保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること	運転資金 設備資金	100万円以上 2億8,000万円以内 (ただし、原則 5,000万円以内は無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39) 1.62	金融 機関 所定

当協会の概要

中期事業計画・年度経営計画

個人情報保護への取り組み

コンプライアンス態勢

信用保証制度の役割(目的と業務)

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和元年度事業報告

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継の主な取り組み

広報・企業支援・社会貢献活動について

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
事業者カードローン 当座貸越根保証	(個人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のAからCのいずれかに該当する方 A：保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B：保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること C：確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有すること	運転資金 設備資金	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 1.62	金融機関 所定
	(法人企業) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、償還能力があると認められる方 ③下記のA・Bのいずれかに該当する方 A：保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した保証協会によるスコアリングが一定基準以上であること B：保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記AのCRD基準と同等以上であること					
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローン] (ジュニア)]	同一事業の業歴が1年以上で、1期以上の確定申告を行っている小規模事業者で、次のすべての要件を満たす方。 ①最近2年間のいずれかの決算で利益(法人は経常利益、個人は申告所得)を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと ②本制度を含め事業者カードローン根保証の利用がないこと	運転資金 設備資金	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は200万円以内) (平均月商(直近決算)の3か月以内、本件を含めて保証債務残高3,000万円以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 1.62	金融機関 所定
創業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローンS]	創業後1年未満の方(事業を営んでいない個人または事業を営んでいない個人により設立された会社に限る)で、次のすべての要件を満たす方。 (1)申込時、下記資料の提出ができる方 ①創業したことが確認できる資料 個人：税務署提出の開業届の写し (開業予定時期を申告するものを除く) 法人：商業登記簿謄本 ②創業計画書 (2)申込金融機関が今後とも創業計画に基づいて支援育成していきたい先で、償還能力があると認められ、適切にモニタリングを実施する方針の先であること (3)本制度を含め事業者カードローン根保証および小規模事業者カードローン根保証の利用がないこと	運転資金 設備資金	50万円以上 100万円以内	1年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 1.62	金融機関 所定

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金用途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
長期保証	「一般保証」の資格を有する方で、長期返済計画を有し、利益償還が見込める方。	運転資金	(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	7年超 10年以内 (設備資金の借換で協会が認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
		設備資金		10年超 20年以内 (不動産取得資金等で協会が特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)		
長期経営資金保証	申込金融機関との与信取引が1年以上あり、次のいずれかに該当する方。 ①業歴3年以上で、最近2年間の決算において利益を計上し債務超過でない方 ②業歴5年以上で、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない方	運転資金	(有担保) 2,000万円以上 2億円以内 [100万円単位]	3年以上 15年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ～ 1.90	金融機関所定
		設備資金		3年以上 20年以内 (据置期間 6か月以内)		
小口零細企業保証	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者。 ①常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う方（②に掲げるものを除きます。） ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする方のうち、特定事業を行う方 ③事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う方 ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方 ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方 ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記①から⑤に掲げるものを除きます。）	運転資金 設備資金	協会保証付の借入資金残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ～ 2.20	金融機関所定

当協会の概要

中期事業計画・年度経営計画

個人情報保護への取組み

コンプライアンス態勢

信用保証制度の役割(目的と業務)

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和元年度事業報告

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継・支援の主な取り組み

広報・企業交換・社会貢献活動について

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
中小企業 特定社債保証	<p>下記の(1)から(3)の適債基準いずれかに該当する方。(ただし、法人に限ります。)</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること</p> <p>(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること</p> <p>(3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方。 ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること</p>	運転資金 設備資金	4億5,000万円 (ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。また、社債に係る保証割合は80%とします。(発行価額は5億6,000万円が限度) 尚、保証付社債の一回の最低発行額は、3,000万円とします。)	2年以上 7年以内 (年単位) 一括償還及び 定時償還 (ただし、振替債に限ります。)	社債 総額に 対し 0.45 ～ 1.90	発行 所定 (6か月 毎後 払い)
「社会貢献 応援型」 特定社債 保証	上記適債基準のいずれかに該当し、企業の社会的責任(CSR)ならびに地方創生等に関する取り組みを行う方。(ただし、法人に限ります。)				社債 総額に 対し 0.25 ～ 1.70	
流動資産 担保融 資保証	国内の事業者に対して売掛債権又は棚卸資産を保有する方。なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。	事業資金	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は 可能です。) 個別保証 1年以内	借入 (極度) 額に 対し 0.68 (保証額 に 対し 0.85)	金融 機関 所定
経営力 強化 保証	<p>金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告を行う中小企業者。(金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要)</p> <p>※保証料率については、原則、通常よりも一区分低い料率を適用。ただし、貸借対照表を作成していない等により、協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率を適用。</p>	事業資金 ただし、 事業計画 の実施に 必要な 資金に限る。	(有担保) 個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円	分割返済の場合 運転資金5年以内 設備資金7年以内 ただし、借り換えを 含む場合は10年以内 (据置期間 1年以内) 一括返済の場合 1年以内	0.45 ～ 1.75 責任 共有 対象 除外 の 場合 0.50 ～ 2.00	金融 機関 所定

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【県制度】

(令和2年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金用途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
振興対策資金	一般 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方。	運転資金	8,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	0.45) 1.30	金融機関 所定(上限 年2.90%、 固定金利)
		設備資金	1億円	10年以内 (建物取得は 15年以内) (据置期間 1年以内)		
短期決済資金	一般 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方。	運転資金	3,000万円	1年以内	0.45) 1.30	年1.70% 以内
経営支援資金	一般 次のいずれかに該当する方。 ①事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 ②(公財)わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 ③最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方 ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)第6条第8項に規定する「指定感染症」に指定される又は指定されていた感染性の疾病又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等に起因する影響により売上高又は売上高総利益が減少している場合には、「最近3か月の平均売上高又は平均売上高総利益」は「最近1か月の売上高又は売上高総利益が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の平均売上高見込み又は平均売上高総利益見込み」とする ④破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立て(以下「破産等の申立」という。)を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業(以下「倒産企業」という。)との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 A:倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権(以下「未収債権」という。)を有する方 B:倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方 ⑤暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明を受けた方	運転資金 設備資金	8,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45) 1.30 セーフ ティ適用 の場合 第1~4、 6号 0.60 第5・7・ 8号 0.50	年1.40% 以内 第1~4、 6号 年1.20% 以内

当協会の概要

中期事業計画・
年度経営計画

個人情報の保護へ
の取組み

コンプライアンス

信用保証制度の役割
(目的と業務)

信用保証のご利用
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和元年度事業報告

経営支援・再生支援・
創業支援・事業承継・
支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会
貢献活動について

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営支援資金	セーフティ	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、 6号 0.60 第5・7・ 8号 0.50	第1～4、 6号 年1.20% 以内 第5・7・8号 年1.40% 以内
	危機対応	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内 (据置期間 2年以内)	0.50	年1.20% 以内
一般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者。(従業員数20人(商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下)	運転資金	3,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ～ 1.30	年1.40% 以内
		設備資金	3,000万円	10年以内 (据置期間1 年以内)		
小企業応援資金	特小	運転資金	中小企業 信用保険法 第3条の3 第1項に規定 する額 2,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	融資対象が NPO法人の 場合 0.55	融資対象が NPO法人の 場合 年1.40% 以内
		設備資金		10年以内 (据置期間 1年以内)		
小口	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者。(従業員数20人(商業並びに宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人)以下)	運転資金	協会保証付の 借入資金残高 と併せて 2,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.50 ～ 1.50	年1.20% 以内
		設備資金		10年以内 (据置期間 1年以内)		

当協会の概要
 中期事業計画
 年度経営計画
 個人情報保護への取り組み
 コンプライアンス
 信用保証制度の役割
 信用保証のご利用にあたって
 保証制度のご案内
 信用保証の動向
 令和元年度事業報告
 経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み
 広報・企業支援・社会貢献活動について

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
新規開業資金	<p>独立して県内で創業しようとする方（創業後（法人は設立後）5年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月（認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月）以内に個人で創業しようとする方</p> <p>②事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方</p> <p>③事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月（認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月）以内に会社を設立して創業しようとする方</p> <p>④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社</p> <p>⑤中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>⑥会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社</p>	<p>運転資金</p> <p>設備資金</p>	<p>3,500万円（保証対象①・③については2,000万円超の場合、超過部分相当の自己資金が必要です。）</p>	<p>10年以内（据置期間1年以内）</p>	<p>0.70</p>	<p>年1.20%以内</p> <p>女性・若者・シニア・UIターン者の場合は</p> <p>年1.00%以内</p>
	<p>創業枠の対象者に該当する方で、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①金融機関及び経営革新等支援機関※（金融機関を除く）の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方 ※中小企業等経営強化法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者</p> <p>②県の創業者等認定制度の認定またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方</p>				<p>0.50</p>	<p>年0.50%以内</p>
資金繰り安定資金	<p>次のいずれにも該当する方。</p> <p>①融資申込時において、和歌山県信用保証協会の保証付の借入金残高のある方で既往借入金（短期決済資金は除きます。）を返済しようとする方。ただし、原則として元本返済が開始された後6か月以上経過している資金に限ります</p> <p>②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方</p> <p>③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方</p> <p>④資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる方</p>	<p>返済資金（保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）</p> <p>運転資金</p>	<p>8,000万円</p>	<p>10年以内（据置期間1年以内）</p>	<p>0.45 ） 1.30</p> <p>セーフティ適用の場合</p> <p>第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50</p>	<p>年1.80%以内（返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、2.10%以内）</p> <p>第1号～4、6号 年1.60%以内</p> <p>（返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、1.90%以内）</p>

当協会の概要

中期事業計画・年度経営計画

個人情報の取扱い

個人情報保護への取り組み

コンプライアンス

信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和元年度事業報告

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継・支援の主な取り組み

貢献活動について

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率	
資金繰り安定資金	セーフティ	次のいずれにも該当する方。 ①借換枠の対象者に該当すること ②「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から8号（セーフティネット保証制度）」の規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	返済資金 （保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金） 運転資金	8,000万円	10年以内 （据置期間1年以内）	第1～4号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.80%以内 （返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、2.10%以内） 1号～4号、6号 年1.60%以内 （返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、1.90%以内）
	危機対応	次のいずれにも該当する方。 ①借換枠の対象者に該当すること ②「中小企業信用保険法第2条第6項（大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少）」の規定に基づく特例中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方	返済資金 （保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金） 運転資金	8,000万円	10年以内 （据置期間2年以内）	0.50	年1.60%以内 （返済資金に県融資制度以外の残高を含む場合は、1.90%以内）
	経営力強化	次のいずれにも該当する方。 ①借換枠の対象者に該当すること（「②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く） ②金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方（金融機関に対して四半期毎に報告を行い、金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要）	返済資金 （保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金） 運転資金	8,000万円	返済資金 10年以内 運転資金 5年以内 ※返済資金を含む場合は 10年以内 （据置期間1年以内） ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	0.45 ～ 1.25 責任共有対象除外の場合 0.50 ～ 1.30	責任共有制度の場合 借換枠と同じ 責任共有制度対象外の場合 危機対応枠と同じ

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
資金繰り安定資金 再生計画	次のいずれにも該当する方。 ①和歌山県中小企業再生支援協議会等による支援決定により作成した経営改善・再生計画に基づいて、経営改善・事業再生を実施する方 ②金融機関の支援を受けつつ、経営改善・事業再生の実施状況の報告を行う方（金融機関に対して四半期毎に報告を行い、金融機関は経営支援の実施状況を含め協会に対して年1回の報告が必要） ③返済資金利用の場合は、借換枠の対象者に該当すること（「②本制度を利用することにより、実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」及び「③据置期間を設ける場合は、据置期間経過後の実質的な月々の返済負担を軽減することができる方」の要件を除く）	返済資金 （保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金） 運転資金 設備資金	1億6,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内 ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	責任共有制度の場合 0.50 責任共有対象除外の場合 0.70	返済資金 （責任共有制度の場合） 借換枠と同じ （責任共有制度対象外の場合） 危機対応枠と同じ 運転・設備資金 年1.20%以内
安全・安心推進資金 エネルギー政策推進	次のいずれかの施設等を整備する方。 ①新エネルギー利用施設 ②エネルギー効率化設備 ③クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設 ④自家発電設備、蓄電池	運転資金 設備資金	運転資金 8,000万円 設備資金 1億円	運転資金 7年以内 （据置期間 6か月以内） 設備資金 15年以内 （据置期間 1年以内）	0.45 ） 1.30	年1.20%以内
事業承継支援資金 承継特別支援	次の①又は②に該当し、かつ③に該当する方。 ①3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方 ③次の(1)～(4)までに定める全ての要件を満たす方 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと	返済資金注1) 設備資金注2) 運転資金注2) （注1）事業承継前における個人保証を付している既存の保証協会付融資を返済する資金を指す。 （注2）保証対象の①に該当する方が対象	2億8,000万円 ただし、返済資金を含む場合、融資限度額は8,000万円	10年以内 （据置期間 1年以内）	0.45 ） 1.30 ただし、経営者保証コーデイナーによる確認を受けた場合は 0.20 ） 0.80	年1.20%以内

当協会の概要

中期事業計画・年度経営計画

個人情報保護への取組み

コンプライアンス
態勢

信用保証制度の役割
（目的と業務）

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和元年度事業報告

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会貢献活動について

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【市町制度】

(令和2年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市 セーフティ ネット資金	和歌山市内の中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方。 市税を完納している方。	運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市緊急経営対策資金、景気対応緊急資金、またはセーフティネット資金に限ります。)	8,000万円 ※返済資金の場合、事業計画書の添付が必要。	運転資金 7年以内 (据置期間1年以内)	第1～4、 6号 0.90	年1.10% 以内
				設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間1年以内)	第5・7・ 8号 0.80	
和歌山市 普通事業 資金	(一般) 和歌山市内の中小企業者。 市税を完納している方。	運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市中小企業融資制度に限ります。)	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間6か月以内)	0.45) 1.90	年1.90% 以内
	(まちなか) 和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される中小企業者。 市税を完納している方。			設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間1年以内)		
和歌山市 小口応援 資金	(一般) 和歌山市内の小規模企業者(従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下)。 市税を完納している方。	運転資金 設備資金 返済資金 (ただし、返済資金は和歌山市小口応援資金(旧:小口細企業支援金を含む)に限ります。)	2,000万円 (ただし、既存の保証協会の保証付融資残高も含めて2,000万円以内)	運転資金 返済資金 7年以内 (据置期間1年以内)	0.50) 2.20	年1.00% 以内
	(まちなか) 和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される小規模企業者(従業員20人以下、商業・宿泊業及び娯楽業を除くサービス業の場合は5人以下)。 市税を完納している方。			設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)		

保証制度のご案内

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市起業家支援資金	<p>(一般) 独立して和歌山市内で創業しようとする方(開業後5年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当し、市税を完納している方。</p> <p>① 事業を営んでいない個人で1か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>② 事業を営んでいない個人で2か月(認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月)以内に会社を設立し、創業に関する具体的な計画を有する方</p> <p>③ 事業を開始した以後の期間が5年未満の個人</p> <p>④ 設立の日以後の期間が5年未満の会社</p>	<p>運転資金</p> <p>設備資金</p>	2,000万円	10年以内 (据置期間1年以内)	1.00	年1.00%以内
	<p>(まちなか) 上記①から④までのいずれかの条件を満たす方で、和歌山市のまちなかエリアに事業所を新設される方。</p>					
和歌山市海外展開支援資金	<p>海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者。</p>	<p>運転資金</p> <p>設備資金</p>	8,000万円	<p>運転資金 7年以内 (据置期間6か月以内)</p> <p>設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)</p>	<p>0.45</p> <p>～</p> <p>1.90</p>	年1.60%以内
和歌山市災害復旧支援資金	<p>次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める者とする。</p> <p>① 自然災害等で直接被害を受け、市長の雇災証明を受けた市内の中小企業者</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項に規定する指定感染症又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等の影響により、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者</p> <p>(ア) 最近1か月の売上高又は売上総利益が過去3年のいずれかの同月に比べ5パーセント以上減少したこと</p> <p>(イ) その後2か月を含めた3か月の平均売上高又は平均売上総利益が過去3年のいずれかの年の同時期に比べ5パーセント以上減少すると見込まれること</p>	<p>運転資金</p> <p>設備資金</p>	8,000万円	<p>運転資金 7年以内 (据置期間6か月以内)</p> <p>設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)</p>	<p>0.45</p> <p>～</p> <p>1.90</p>	年1.20%以内

当協会の概要

中期事業計画・年度経営計画

個人情報の取扱い

コンプライアンス

信用保証制度の役割(目的と業務)

信用保証のご利用にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和元年度事業報告

経営支援・再生支援・創業支援・事業承継・支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会貢献活動について

保証制度のご案内

主な保証制度一覧【保険特例制度】

(令和2年8月1日現在)

制度名称	保証対象	資金使途	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営安定 関連保証	「一般保証」の資格を有し、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方。	経営の安定に資する資金	(有担保) 個人・法人 2億円 (※6号は3億円) 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る災害関係保証と合算)	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (いずれも据置期間1年以内)	第1～4、6号 0.90 第5・7・8号 (特定非営利活動法人に係る09保険の利用も含む) 0.80 (09保険) 0.90	金融 機 関 所 定
危機関連 保証	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方。	経営の安定に資する資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 災害関係保証(東日本大震災関係に限る)、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算し、以下の限度額までとする。 個人・法人 5億6,000万円 組合 9億6,000万円	10年以内 (据置期間2年以内)	0.80	金融 機 関 所 定
創業等 関連保証	創業等を行おうとする個人及び中小企業者である会社並びに創業等を行った個人及び創業等を行ったことにより設立された会社であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。	創業等の事業に係る資金	1,500万円 (ただし、自己資金相当額の範囲内等定めがあります。)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	1.00	金融 機 関 所 定
創業関連 保証	創業を行おうとする個人及び中小企業者である会社並びに創業等を行った個人及び創業等を行ったことにより設立された会社であって、事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していない協会の保証対象となる方。	創業に係る資金	2,000万円 (再挑戦支援保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	1.00	金融 機 関 所 定

- ・保証対象者や資金使途が限定されますので、詳細については本所又は田辺支所までお問合せください。
- ・保証料について、①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。)
- ②会計参与を設置している事業者については、0.1%の保証料率の割引を適用します。

信用保証の動向

1. 保証利用企業者数

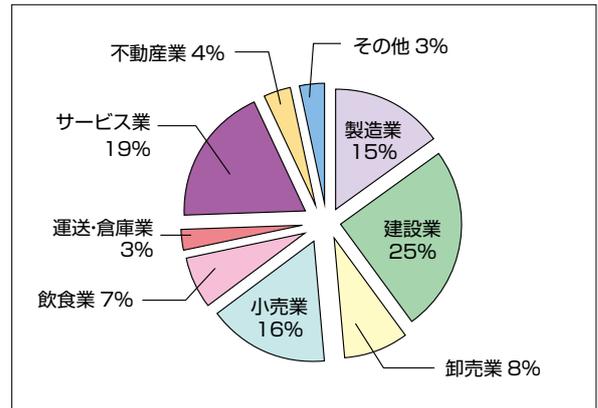
〔令和2年3月31日現在11,057者利用(県内中小企業者数34,367者)〕

保証利用率

平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
利用企業者数	利用率%	利用企業者数	利用率%	利用企業者数	利用率%
12,014	33.1	11,509	33.5	11,057	32.2

業種別

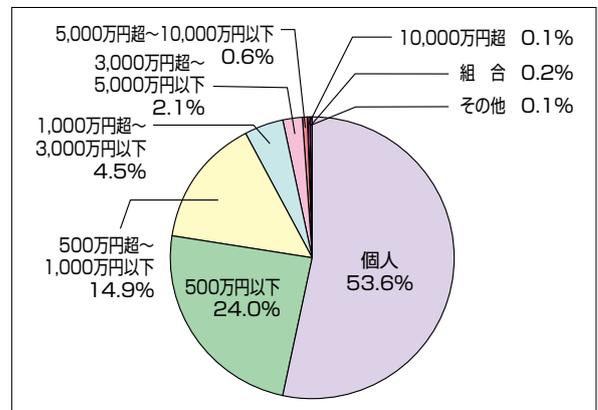
区 分	令和元年度	
	保証利用企業者数	構成比%
製 造 業	1,702	14.9
建 設 業	2,879	25.2
卸 売 業	960	8.4
小 売 業	1,779	15.5
飲 食 業	790	6.9
運 送 ・ 倉 庫 業	344	3.0
サ ー ビ ス 業	2,128	18.6
不 動 産 業	463	4.0
そ の 他	401	3.5
合 計	11,446	100.0



*業種兼業等の関係上、上記保証利用企業者数と合計は一致しません。

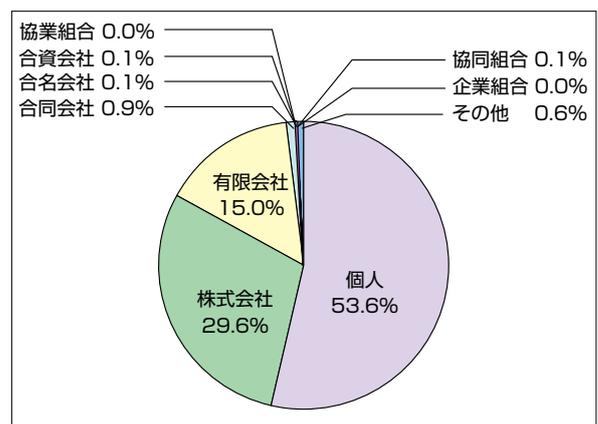
資本金別

区 分	令和元年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	5,932	53.6
500万円以下	2,650	24.0
500万円超～1,000万円以下	1,642	14.9
1,000万円超～3,000万円以下	503	4.5
3,000万円超～5,000万円以下	227	2.1
5,000万円超～10,000万円以下	62	0.6
10,000万円超	12	0.1
組 合	22	0.2
そ の 他	7	0.1
合 計	11,057	100.0



組織別

区 分	令和元年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個 人	5,932	53.6
株 式 会 社	3,274	29.6
有 限 会 社	1,654	15.0
合 同 会 社	95	0.9
合 名 会 社	6	0.1
合 資 会 社	9	0.1
協 業 組 合	3	0.0
協 同 組 合	16	0.1
企 業 組 合	3	0.0
そ の 他	65	0.6
合 計	11,057	100.0



※構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

信用保証の動向

2. 資金使途別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	54,484	75.3	52,992	76.4	55,499	77.2
設 備	6,012	8.3	4,899	7.1	6,050	8.4
運転、設備	11,838	16.4	11,463	16.5	10,332	14.4
合 計	72,334	100.0	69,355	100.0	71,881	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	177,483	79.0	168,786	79.1	161,394	78.2
設 備	21,819	9.7	20,594	9.7	21,940	10.6
運転、設備	25,370	11.3	23,946	11.2	23,159	11.2
合 計	224,672	100.0	213,326	100.0	206,493	100.0

3. 担保有無別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	13,108	18.1	11,555	16.7	12,656	17.6
無 担 保	59,226	81.9	57,800	83.3	59,225	82.4
合 計	72,334	100.0	69,355	100.0	71,881	100.0

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	43,166	19.2	40,570	19.0	40,538	19.6
無 担 保	181,506	80.8	172,756	81.0	165,954	80.4
合 計	224,672	100.0	213,326	100.0	206,493	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

4. 金融機関別保証状況

保証承諾

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	108	3,585	5.0	82	2,358	3.4	91	3,543	4.9
地 方 銀 行	2,767	44,461	61.5	2,502	42,642	61.5	2,394	44,136	61.4
第 二 地 銀	147	2,416	3.3	138	1,900	2.7	111	1,358	1.9
信 用 金 庫	2,380	19,948	27.6	2,476	21,560	31.1	2,574	21,654	30.1
信 用 組 合	42	539	0.7	32	232	0.3	41	491	0.7
政府系金融機関	79	1,349	1.9	39	657	0.9	35	605	0.8
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	10	37	0.1	2	6	0.0	13	94	0.1
合 計	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0

保証債務残高

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	637	11,000	4.9	572	10,156	4.8	453	9,203	4.5
地 方 銀 行	12,758	143,927	64.1	11,570	134,236	62.9	10,786	131,494	63.7
第 二 地 銀	635	6,480	2.9	625	6,286	2.9	439	3,673	1.8
信 用 金 庫	9,366	55,555	24.7	9,169	56,390	26.4	9,013	56,956	27.6
信 用 組 合	113	943	0.4	121	947	0.4	129	1,024	0.5
政府系金融機関	482	6,581	2.9	442	5,155	2.4	358	3,953	1.9
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	37	186	0.1	36	156	0.1	41	189	0.1
合 計	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0

代位弁済

(単位: 百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都 市 銀 行	14	245	8.2	6	96	5.2	15	221	13.0
地 方 銀 行	149	1,634	54.8	101	1,032	56.2	82	872	51.1
第 二 地 銀	24	369	12.4	3	57	3.1	9	74	4.3
信 用 金 庫	116	658	22.1	118	639	34.8	90	499	29.3
信 用 組 合	4	8	0.3	6	12	0.6	1	4	0.2
政府系金融機関	4	66	2.2	0	0	0.0	6	35	2.0
農 業 協 同 組 合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	157	3,411	4.7	166	3,465	5.0	170	3,660	5.1
繊維品工業	95	1,020	1.4	81	1,141	1.6	79	1,137	1.6
木材木製品工業	47	828	1.1	29	492	0.7	42	778	1.1
家具建具工業	70	690	1.0	59	621	0.9	61	589	0.8
紙工業	11	150	0.2	3	46	0.1	9	75	0.1
印刷製本業	43	828	1.1	43	1,178	1.7	31	565	0.8
化学工業	13	304	0.4	10	223	0.3	22	715	1.0
石油石炭工業	1	1	0.0	4	131	0.2	1	50	0.1
ゴム工業	20	506	0.7	29	500	0.7	33	608	0.8
皮革工業	10	139	0.2	9	207	0.3	11	169	0.2
窯業	24	792	1.1	13	211	0.3	11	209	0.3
機械工業	85	1,394	1.9	77	1,557	2.2	65	1,061	1.5
電気機器工業	19	210	0.3	16	138	0.2	22	335	0.5
車輛工業	4	28	0.0	6	135	0.2	2	22	0.0
船舶工業	7	56	0.1	3	31	0.0	3	9	0.0
金属工業	59	953	1.3	71	1,447	2.1	50	716	1.0
その他の工業	237	1,825	2.5	233	1,822	2.6	223	1,882	2.6
製造業計	902	13,134	18.2	852	13,343	19.2	835	12,580	17.5
農林漁業	12	127	0.2	11	121	0.2	11	172	0.2
鉱業	3	55	0.1	3	97	0.1	2	100	0.1
建設業	1,485	19,117	26.4	1,545	19,328	27.9	1,445	19,579	27.2
卸売業	501	8,966	12.4	502	8,946	12.9	490	9,345	13.0
小売業	838	8,670	12.0	730	7,972	11.5	761	8,630	12.0
飲食業	339	2,653	3.7	282	2,041	2.9	329	2,526	3.5
運送倉庫業	227	4,611	6.4	226	4,256	6.1	206	3,821	5.3
サービス業	963	10,885	15.0	889	9,819	14.2	884	10,076	14.0
不動産業	200	3,509	4.9	174	2,691	3.9	216	4,263	5.9
その他の産業	63	608	0.8	57	739	1.1	80	791	1.1
非製造業計	4,631	59,200	81.8	4,419	56,012	80.8	4,424	59,301	82.5
合 計	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	827	11,798	5.3	773	10,995	5.2	704	10,311	5.0
繊維品工業	544	5,721	2.5	489	5,095	2.4	430	4,664	2.3
木材木製品工業	247	3,038	1.4	214	2,642	1.2	191	2,429	1.2
家具建具工業	301	2,552	1.1	268	2,390	1.1	246	2,309	1.1
紙工業	43	821	0.4	40	715	0.3	42	649	0.3
印刷製本業	168	2,002	0.9	133	1,895	0.9	121	1,774	0.9
化学工業	86	1,392	0.6	73	1,146	0.5	68	1,314	0.6
石油石炭工業	3	30	0.0	6	103	0.0	6	93	0.0
ゴム工業	138	1,866	0.8	123	1,841	0.9	109	1,804	0.9
皮革工業	34	485	0.2	29	441	0.2	29	435	0.2
窯業	130	2,486	1.1	115	1,963	0.9	101	1,457	0.7
機械工業	328	4,111	1.8	287	3,623	1.7	261	3,505	1.7
電気機器工業	66	668	0.3	67	621	0.3	63	656	0.3
車輛工業	21	380	0.2	16	176	0.1	14	147	0.1
船舶工業	17	150	0.1	15	136	0.1	12	118	0.1
金属工業	346	4,856	2.2	318	4,592	2.2	279	4,007	1.9
その他の工業	1,046	6,588	2.9	968	6,028	2.8	915	5,729	2.8
製造業計	4,345	48,946	21.8	3,934	44,403	20.8	3,591	41,401	20.0
農林漁業	46	444	0.2	45	430	0.2	44	463	0.2
鉱業	11	171	0.1	12	228	0.1	11	189	0.1
建設業	5,995	52,550	23.4	5,730	51,671	24.2	5,470	50,143	24.3
卸売業	2,487	30,067	13.4	2,275	28,152	13.2	2,058	26,880	13.0
小売業	3,719	26,533	11.8	3,401	25,160	11.8	3,074	23,674	11.5
飲食業	1,304	6,852	3.0	1,227	6,519	3.1	1,192	6,506	3.2
運送倉庫業	1,063	14,172	6.3	998	13,257	6.2	942	12,759	6.2
サービス業	3,906	32,382	14.4	3,745	31,082	14.6	3,583	30,379	14.7
不動産業	776	9,765	4.3	777	9,599	4.5	819	10,947	5.3
その他の産業	376	2,790	1.2	391	2,826	1.3	435	3,152	1.5
非製造業計	19,683	175,726	78.2	18,601	168,923	79.2	17,628	165,092	80.0
合計	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0

*金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

5. 業種別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	24	189	6.3	6	29	1.6	9	254	14.9
繊維品工業	9	79	2.6	3	3	0.2	6	48	2.8
木材木製品工業	3	126	4.2	1	8	0.4	0	0	0.0
家具建具工業	6	90	3.0	2	7	0.4	0	0	0.0
紙工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印刷製本業	0	0	0.0	8	69	3.8	0	0	0.0
化学工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石油石炭工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴム工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
皮革工業	0	0	0.0	4	59	3.2	0	0	0.0
窯業	0	0	0.0	4	49	2.7	0	0	0.0
機械工業	0	0	0.0	2	14	0.7	1	17	1.0
電気機器工業	7	95	3.2	0	0	0.0	0	0	0.0
車輛工業	0	0	0.0	0	0	0.0	2	12	0.7
船舶工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
金属工業	5	70	2.3	2	12	0.6	0	0	0.0
その他の工業	16	97	3.3	3	12	0.7	5	45	2.6
製造業計	70	746	25.0	35	261	14.2	23	376	22.1
農林漁業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	77	552	18.5	48	318	17.3	37	281	16.5
卸売業	35	493	16.5	31	374	20.4	23	213	12.5
小売業	64	682	22.9	48	294	16.0	64	519	30.4
飲食業	28	100	3.3	27	138	7.5	13	81	4.8
運送倉庫業	4	20	0.7	4	91	5.0	8	77	4.5
サービス業	30	380	12.8	40	356	19.4	34	155	9.1
不動産業	3	7	0.3	1	3	0.2	1	2	0.1
その他の産業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
非製造業計	241	2,234	75.0	199	1,574	85.8	180	1,329	77.9
合 計	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

6. 制度別保証状況

保証承諾

(単位: 百万円、%)

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	1,908	33,422	46.2	2,400	39,656	57.2	1,910	38,808	54.0
県制度 計	3,589	38,001	52.5	2,835	28,963	41.8	3,320	32,615	45.4
市町村制度 計	9	61	0.1	3	8	0.0	4	18	0.0
国制度 計	27	851	1.2	33	728	1.0	25	440	0.6
合計	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0

保証債務残高

(単位: 百万円、%)

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	4,980	85,890	38.2	5,555	92,576	43.4	5,514	96,411	46.7
県制度 計	18,373	131,258	58.4	16,432	114,541	53.7	15,277	104,701	50.7
市町村制度 計	87	270	0.1	71	184	0.1	52	139	0.1
国制度 計	588	7,254	3.2	477	6,024	2.8	376	5,242	2.5
合計	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0

代位弁済

(単位: 百万円、%)

区分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	47	393	13.2	34	267	14.5	39	391	22.9
県制度 計	230	2,057	69.0	182	1,304	71.0	153	1,148	67.3
市町村制度 計	0	0	0.0	1	1	0.1	0	0	0.0
国制度 計	34	530	17.8	17	263	14.3	11	166	9.7
合計	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

保証承諾

(単位:百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	2,446	32,771	45.3	2,209	29,467	42.5	2,264	30,782	42.8
岩出市	248	3,043	4.2	243	2,978	4.3	241	3,228	4.5
紀の川市	347	4,602	6.4	289	3,739	5.4	324	4,154	5.8
橋本市	286	4,045	5.6	256	3,285	4.7	262	3,427	4.8
海南市	257	2,676	3.7	264	3,243	4.7	228	4,128	5.7
有田市	151	1,333	1.8	154	1,776	2.6	124	1,992	2.8
御坊市	167	2,091	2.9	144	1,813	2.6	145	1,706	2.4
田辺市	474	7,321	10.1	444	6,386	9.2	427	6,681	9.3
新宮市	195	2,489	3.4	236	2,949	4.3	229	2,672	3.7
九度山町	9	64	0.1	8	57	0.1	10	113	0.2
かつらぎ町	76	655	0.9	71	938	1.4	58	549	0.8
高野町	23	294	0.4	24	228	0.3	20	251	0.3
伊都郡計	108	1,012	1.4	103	1,223	1.8	88	913	1.3
紀美野町	55	636	0.9	50	515	0.7	43	574	0.8
海草郡計	55	636	0.9	50	515	0.7	43	574	0.8
広川町	34	518	0.7	47	579	0.8	31	398	0.6
湯浅町	58	555	0.8	49	415	0.6	49	478	0.7
有田川町	110	1,499	2.1	122	2,004	2.9	114	1,542	2.1
有田郡計	202	2,571	3.6	218	2,998	4.3	194	2,418	3.4
由良町	27	147	0.2	28	253	0.4	28	193	0.3
印南町	30	296	0.4	20	235	0.3	24	200	0.3
日高町	22	83	0.1	21	237	0.3	25	220	0.3
美浜町	33	423	0.6	49	537	0.8	35	400	0.6
みなべ町	81	1,385	1.9	99	1,845	2.7	89	1,693	2.4
日高川町	45	614	0.8	39	421	0.6	37	463	0.6
日高郡計	238	2,947	4.1	256	3,527	5.1	238	3,169	4.4
すさみ町	12	184	0.3	8	105	0.2	12	207	0.3
上富田町	51	987	1.4	68	1,357	2.0	64	976	1.4
白浜町	109	1,110	1.5	135	1,761	2.5	143	2,127	3.0
西牟婁郡計	172	2,281	3.2	211	3,223	4.6	219	3,310	4.6
北山村	1	8	0.0	0	0	0.0	1	10	0.0
太地町	9	62	0.1	9	71	0.1	11	92	0.1
古座川町	8	126	0.2	5	22	0.0	11	75	0.1
那智勝浦町	72	883	1.2	70	797	1.1	86	979	1.4
串本町	89	1,046	1.4	72	766	1.1	83	724	1.0
東牟婁郡計	179	2,124	2.9	156	1,656	2.4	192	1,880	2.6
その他	8	392	0.5	38	578	0.8	41	849	1.2
合 計	5,533	72,334	100.0	5,271	69,355	100.0	5,259	71,881	100.0

*金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

保証債務残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	9,763	95,959	42.7	9,241	92,636	43.4	8,696	89,055	43.1
岩出市	1,034	9,293	4.1	979	8,447	4.0	935	8,408	4.1
紀の川市	1,398	13,163	5.9	1,285	12,209	5.7	1,238	11,357	5.5
橋本市	1,249	12,347	5.5	1,171	11,208	5.3	1,091	10,635	5.2
海南市	1,254	11,225	5.0	1,122	10,491	4.9	1,001	10,288	5.0
有田市	725	5,385	2.4	659	4,638	2.2	596	4,892	2.4
御坊市	756	6,572	2.9	697	6,213	2.9	654	5,955	2.9
田辺市	2,130	21,317	9.5	2,027	20,650	9.7	1,955	20,398	9.9
新宮市	879	8,383	3.7	846	8,021	3.8	817	7,688	3.7
九度山町	75	841	0.4	72	773	0.4	61	736	0.4
かつらぎ町	353	3,036	1.4	317	2,593	1.2	293	2,425	1.2
高野町	118	892	0.4	100	785	0.4	85	736	0.4
伊都郡計	546	4,769	2.1	489	4,151	1.9	439	3,897	1.9
紀美野町	202	2,037	0.9	188	1,685	0.8	194	1,678	0.8
海草郡計	202	2,037	0.9	188	1,685	0.8	194	1,678	0.8
広川町	154	1,891	0.8	149	1,482	0.7	153	1,460	0.7
湯浅町	304	2,442	1.1	271	2,049	1.0	247	1,912	0.9
有田川町	542	5,128	2.3	506	5,130	2.4	472	4,666	2.3
有田郡計	1,000	9,461	4.2	926	8,662	4.1	872	8,037	3.9
由良町	135	637	0.3	119	576	0.3	107	546	0.3
印南町	165	1,149	0.5	143	965	0.5	126	737	0.4
日高町	104	483	0.2	92	536	0.3	86	495	0.2
美浜町	182	1,251	0.6	179	1,288	0.6	162	1,205	0.6
みなべ町	441	5,145	2.3	407	4,993	2.3	377	4,809	2.3
日高川町	162	1,565	0.7	163	1,388	0.7	157	1,377	0.7
日高郡計	1,189	10,229	4.6	1,103	9,745	4.6	1,015	9,169	4.4
すさみ町	68	637	0.3	58	536	0.3	54	517	0.3
上富田町	295	3,012	1.3	285	3,061	1.4	274	3,140	1.5
白浜町	610	4,308	1.9	577	4,373	2.0	545	4,710	2.3
西牟婁郡計	973	7,957	3.5	920	7,970	3.7	873	8,368	4.1
北山村	2	10	0.0	2	6	0.0	2	12	0.0
太地町	57	210	0.1	53	206	0.1	42	184	0.1
古座川町	38	204	0.1	37	199	0.1	41	208	0.1
那智勝浦町	415	3,030	1.3	373	2,805	1.3	346	2,623	1.3
串本町	382	2,455	1.1	349	2,353	1.1	328	2,175	1.1
東牟婁郡計	894	5,909	2.6	814	5,569	2.6	759	5,202	2.5
その他	36	666	0.3	68	1,033	0.5	84	1,465	0.7
合計	24,028	224,672	100.0	22,535	213,326	100.0	21,219	206,493	100.0

*金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

7. 地区別保証状況

代位弁済

(単位:百万円、%)

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	134	1,671	56.1	95	801	43.7	97	705	41.3
岩出市	14	105	3.5	15	147	8.0	7	22	1.3
紀の川市	21	64	2.2	16	91	4.9	11	195	11.4
橋本市	11	89	3.0	2	3	0.2	4	19	1.1
海南市	11	27	0.9	21	102	5.6	11	94	5.5
有田市	4	25	0.8	5	17	0.9	0	0	0.0
御坊市	13	107	3.6	8	22	1.2	9	40	2.4
田辺市	13	49	1.7	25	214	11.7	5	33	2.0
新宮市	16	144	4.8	5	87	4.7	11	51	3.0
九度山町	2	16	0.5	0	0	0.0	0	0	0.0
かつらぎ町	4	14	0.5	0	0	0.0	1	1	0.1
高野町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
伊都郡計	6	30	1.0	0	0	0.0	1	1	0.1
紀美野町	0	0	0.0	3	7	0.4	0	0	0.0
海草郡計	0	0	0.0	3	7	0.4	0	0	0.0
広川町	1	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0
湯浅町	4	52	1.8	2	14	0.8	0	0	0.0
有田川町	3	3	0.1	2	40	2.2	4	87	5.1
有田郡計	8	56	1.9	4	54	3.0	5	87	5.1
由良町	4	20	0.7	0	0	0.0	0	0	0.0
印南町	2	14	0.5	1	12	0.7	11	180	10.6
日高町	1	0	0.0	0	0	0.0	3	19	1.1
美浜町	1	3	0.1	0	0	0.0	0	0	0.0
みなべ町	10	84	2.8	7	99	5.4	5	67	3.9
日高川町	5	16	0.5	0	0	0.0	1	2	0.1
日高郡計	23	138	4.6	8	112	6.1	20	267	15.7
すさみ町	0	0	0.0	6	27	1.5	0	0	0.0
上富田町	0	0	0.0	3	35	1.9	6	55	3.2
白浜町	17	266	8.9	6	15	0.8	2	15	0.9
西牟婁郡計	17	266	8.9	15	77	4.2	8	70	4.1
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
古座川町	8	89	3.0	0	0	0.0	0	0	0.0
那智勝浦町	5	24	0.8	3	6	0.3	9	76	4.4
串本町	7	96	3.2	9	95	5.2	2	34	2.0
東牟婁郡計	20	208	7.0	12	101	5.5	11	110	6.4
その他	0	0	0.0	0	0	0.0	3	10	0.6
合計	311	2,980	100.0	234	1,836	100.0	203	1,705	100.0

*金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

8. 経営安定関連5号保証状況

(1) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都市銀行	3	85	1.6	2	93	5.2	6	247	10.0
地方銀行	83	2,275	42.3	45	1,032	57.3	48	1,403	57.0
第二地銀	4	130	2.4	1	20	1.1	4	66	2.7
信用金庫	197	2,597	48.3	54	655	36.4	50	706	28.7
信用組合	3	290	5.4	0	0	0.0	1	38	1.5
政府系金融機関	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
農業協同組合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合計	290	5,377	100.0	102	1,799	100.0	109	2,460	100.0

(2) 業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	75	1,023	19.0	9	102	5.6	15	351	14.3
農林漁業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	102	2,369	44.1	48	679	37.7	20	635	25.8
物品販売業	67	1,104	20.5	25	683	38.0	41	836	34.0
運送倉庫業	38	740	13.8	18	299	16.6	23	509	20.7
不動産業	2	40	0.7	0	0	0.0	0	0	0.0
サービス業	6	102	1.9	2	37	2.1	10	129	5.3
合計	290	5,377	100.0	102	1,799	100.0	109	2,460	100.0

(3) 担保別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
有担保	60	991	18.4	26	296	16.5	20	227	9.2
無担保	230	4,386	81.6	76	1,503	83.5	89	2,233	90.8
合計	290	5,377	100.0	102	1,799	100.0	109	2,460	100.0

(4) 年度別保証承諾・債務残高・代位弁済

(単位：百万円)

区分	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成29年度	290	5,377	6,952	49,246	110	1,081
平成30年度	102	1,799	5,179	35,616	75	716
令和元年度	109	2,460	3,711	26,728	68	683

9. 保証条件変更実績

(単位：百万円、%)

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
変更承諾	3,227	43,167	89.2	2,890	36,764	85.2	2,740	36,446	99.1
変更債務残高	3,447	34,454	89.9	3,061	30,903	89.7	2,776	29,228	94.6

10. 求償権回収実績

(単位：百万円、%)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
実際回収	930	79.9	956	102.8	922	96.5

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

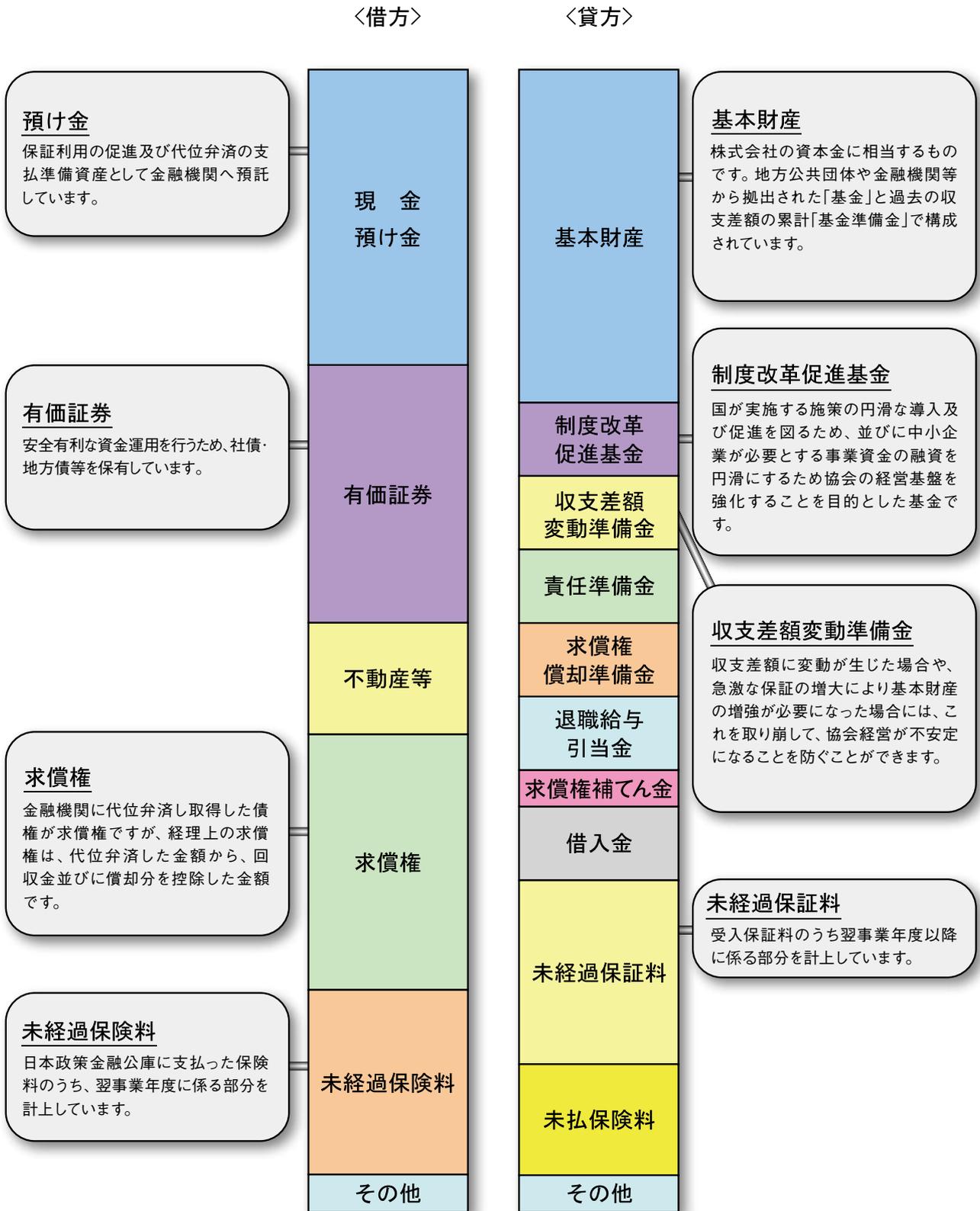
貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	79	基本財産	18,419,627
現金	79	基金	7,293,153
小切手	0	基金準備金	11,126,474
預け金	6,696,175	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	6,042,899
普通預金	1,338,799	責任準備金	1,243,673
通知預金	300,000	求償権償却準備金	112,308
定期預金	5,043,013	退職給与引当金	696,071
郵便貯金	14,363	損失補償金	9,528,284
金銭信託	0	保証債務	206,492,873
有価証券	23,626,376	求償権補填金	0
国債	0	保険金	0
地方債	16,726,686	損失補償補填金	0
社債	6,896,690	借入金	0
株式	3,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
再生ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	617,494	雑勘定	5,643,414
事業用不動産	545,232	仮受金	3,627
事業用動産	72,261	保険納付金	43,980
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	18,203
損失補償金見返	9,528,284	未経過保証料	5,568,143
保証債務見返	206,492,873	未払保険料	1,869
求償権	580,652	未払費用	7,593
譲受債権	0		
雑勘定	637,216		
仮払金	5,830		
保証金	0		
厚生基金	62,819		
連合会勘定	608		
未収利息	31,910		
未経過保険料	536,049		
合計	248,179,148	合計	248,179,148

※個々の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、個々の合計額が合計欄等の金額にならない場合があります。

貸借対照表の用語解説



令和元年度事業報告

収支計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		(単位：千円)
科目	金額	
経常収入	2,552,302	
保証料	1,872,728	
預け金利息	640	
有価証券利息・配当金	227,285	
調査料	0	
延滞保証料	5,137	
損害金	41,774	
事務補助金	182,526	
責任共有負担金	196,271	
雑収入	25,942	
経常支出	2,161,161	
業務費	1,032,934	
借入金利息	0	
信用保険料	1,128,024	
責任共有負担金納付金	0	
雑支出	203	
経常収支差額	391,141	
経常外収入	2,969,920	
償却求償権回収金	121,434	
責任準備金戻入	1,304,559	
求償権償却準備金戻入	156,082	
求償権補填金戻入	1,387,781	
(保険金)	1,244,490	
(損失補償補填金)	143,290	
補助金	0	
その他収入	66	
経常外支出	2,988,364	
求償権償却	1,622,305	
譲受債権償却	0	
有価証券償却	0	
雑勘定償却	9,206	
退職金	441	
責任準備金繰入	1,243,673	
求償権償却準備金繰入	112,308	
その他支出	431	
経常外収支差額	-18,444	
制度改革促進基金取崩額	0	
収支差額変動準備金取崩額	0	
当期収支差額	372,697	
収支差額変動準備金繰入額	186,000	
基本財産繰入額	186,697	

財産目録

(令和2年3月31日現在)

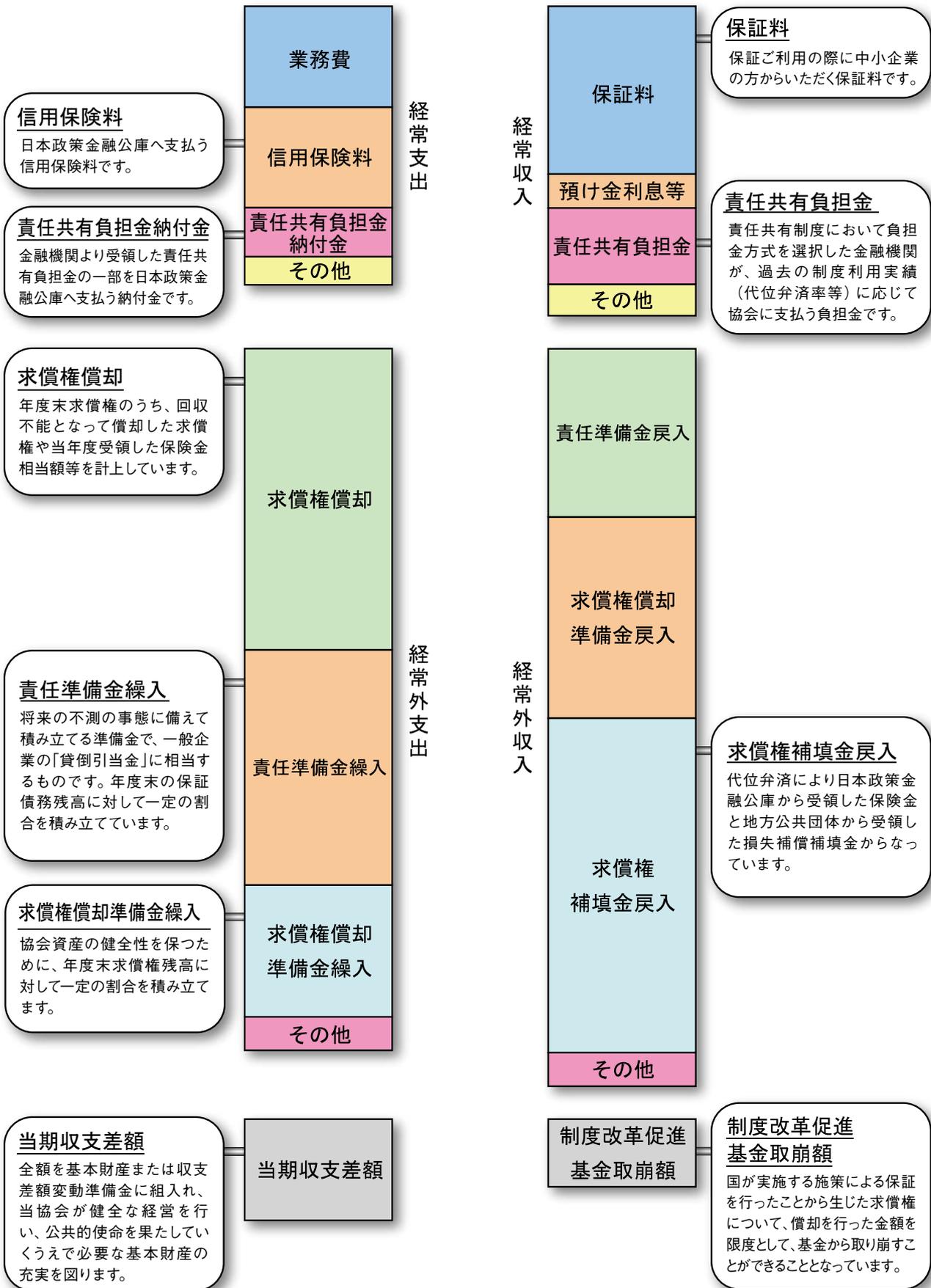
		(単位：千円)
資産		
科目	金額	
現金	79	
預け金	6,696,175	
金銭信託	0	
有価証券	23,626,376	
その他有価証券	0	
動産・不動産	617,494	
損失補償金見返	9,528,284	
保証債務見返	206,492,873	
求償権	580,652	
譲受債権	0	
雑勘定	637,216	
合計	248,179,148	
負債		
責任準備金	1,243,673	
求償権償却準備金	112,308	
退職給与引当金	696,071	
損失補償金	9,528,284	
保証債務	206,492,873	
求償権補填金	0	
借入金	0	
雑勘定	5,643,414	
合計	223,716,623	
正味資産	24,462,526	

※個々の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、個々の合計額が合計欄等の金額にならない場合があります。

収支計算書の用語解説

<支出>

<収入>



当協会の概要
中期事業計画・年度経営計画
個人情報保護への取り組み
コンプライアンス態勢
信用保証制度の役割（目的と業務）
信用保証のご利用にあたって
保証制度のご案内
信用保証の動向
令和元年度事業報告
経営支援・再生支援・創業支援・事業承継・広報・企業支援・社会貢献活動について

「わかやま中小企業支援ネットワーク」

平成24年9月24日に創設した「わかやま中小企業支援ネットワーク」についての活動状況は以下のとおりです。

【ネットワーク参加会員18機関】（令和2年8月1日現在）

近畿経済産業局、近畿財務局和歌山財務事務所、和歌山県、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業再生支援協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、地域経済活性化支援機構、和歌山県中小企業診断士協会、近畿税理士会（和歌山県支部連合会）、和歌山弁護士会、わかやま産業振興財団、和歌山県信用保証協会

【活動状況】

●第15回ネットワーク会議開催

令和元年7月25日（木）当協会4階第一会議室

●第16回ネットワーク会議開催

令和2年2月3日（月）当協会4階第一会議室

●経営サポート会議

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで
37企業について開催



【ネットワーク機能】

1. ネットワーク会議

定期的に、関係機関における経営支援・再生支援ならびに起業・創業支援等の取り組みについて事例報告や情報交換を行い、地域全体のスキルの向上を図ります。

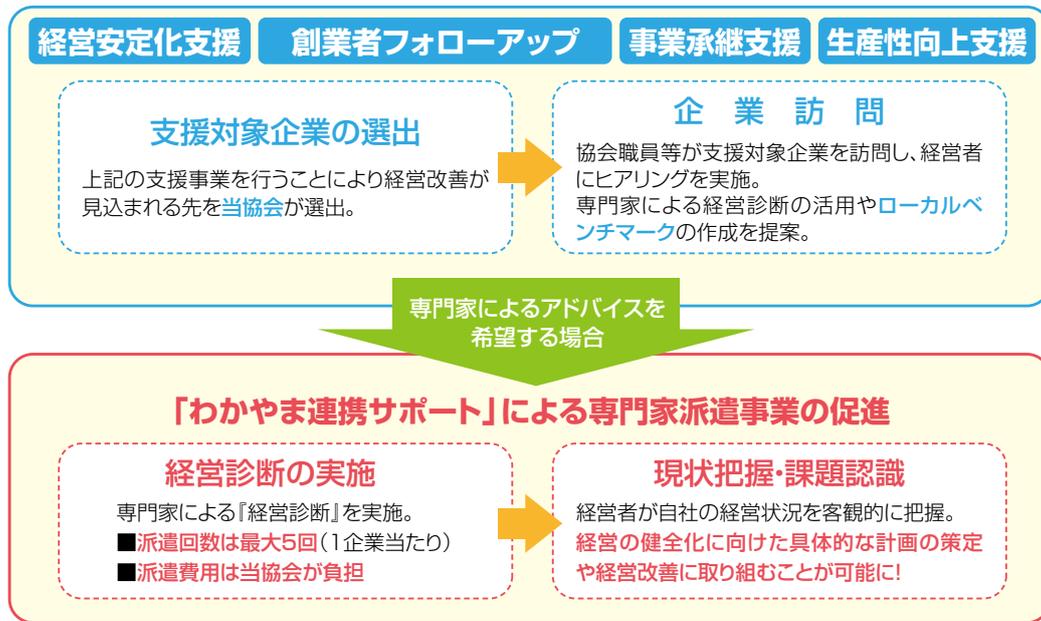
2. 経営サポート会議（個別支援会議）

中小企業者と金融機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し具体的な支援方針などを協議し、中小企業者の早期経営改善や再生をサポートします。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」は、今後も定期的な会議開催等により、会員相互が協調して県内中小企業者に対する経営支援・再生支援に取組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

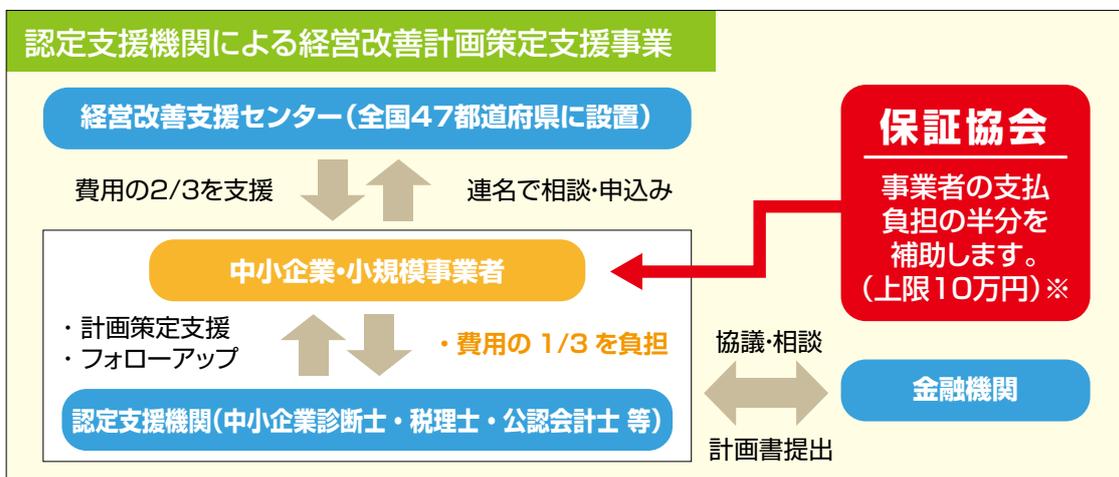
専門家派遣事業「わかやま連携サポート」(経営安定化支援事業)

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家(中小企業診断士・税理士・公認会計士)派遣を実施しております。



中小企業者の「経営改善計画策定費用」に対する当協会の補助事業について (「早期経営改善計画策定支援」を含む)

政府が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」(事業者に対する計画策定費用等の一部補助)に呼応して、当協会の利用先を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。



※「早期経営改善計画策定支援」については上限5万円。

「創業支援セミナー」の開催



当協会では、創業者、創業予定者を対象にセミナーを次のとおり開催いたしました。

紀北エリア

日 時：令和元年11月16日（土） 午後1時15分～午後4時10分

会 場：和歌山県JAビル 和ホールA

主 催：和歌山県信用保証協会

講 師：【第一部】『起業を目指す皆様へ！～本気の心構えとは～』

和歌山県よろず支援拠点 井上 禎 氏

【第二部】『創業計画の立て方、税務申告の注意点について』

下津会計事務所 税理士 下津 正也 氏

【第三部】『従業員雇用のポイント、助成金について』

特定社会保険労務士 多部 美穂 氏

紀南エリア

日 時：令和元年12月7日（土） 午後1時15分～午後4時50分

会 場：新宮ユーアイホテル 弥生の間

主 催：和歌山県信用保証協会

講 師：【第一部】『起業を目指す皆様へ！～本気の心構えとは～』

和歌山県よろず支援拠点 井上 禎 氏

【第二部】『創業計画書を作成する為の初歩の会計』

桐本長俊税理士事務所 税理士 桐本 長俊 氏

【第三部】『従業員雇用のポイント、助成金について』

特定社会保険労務士 多部 美穂 氏

「事業承継セミナー」の開催



当協会では、事業承継について悩みを抱える中小企業・小規模事業者を対象にセミナーを次のとおり開催いたしました。

紀北エリア

日時：令和元年10月26日（土） 午後1時30分～午後4時00分

会場：和歌山県JAビル 11階会議室・11-AB

主催：和歌山県信用保証協会

- 講師：【講演①】『5年後、10年後の会社を考えませんか？』
和歌山県よろず支援拠点 井上 禎 氏
- 【講演②】『事業承継・引継ぎ支援事業の取り組みについて』
和歌山県事業引継ぎ支援センター 上田 賢司 氏
- 【講演③】『成功する事業承継に必要なこと』
公認会計士・税理士 富永 和正 氏

紀南エリア

日時：令和元年11月9日（土） 午後1時30分～午後4時00分

会場：御坊商工会館 中会議室1

主催：和歌山県信用保証協会

- 講師：【講演①】『5年後、10年後の会社を考えませんか？』
和歌山県よろず支援拠点 井上 禎 氏
- 【講演②】『事業承継・引継ぎ支援事業の取り組みについて』
和歌山県事業引継ぎ支援センター 上田 賢司 氏
- 【講演③】『成功する事業承継に必要なこと』
公認会計士・税理士 島津 伊吹 氏

今後もセミナーを開催し、各関係機関と連携しながら、創業支援ならびに事業承継支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

広報、企業支援、社会貢献活動について

「信頼される協会、顔の見える協会」を目指して、当協会では次のような活動を行っております。

・Monthly Reportの発行

毎月1回発行し、新たな保証制度の紹介等のトピックス記事や保証実績等を掲載しております。



・「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、リーフレット、ポスターの作成

信用保証の基本事項等を紹介した「信用保証制度のご案内」や、ご利用頂くにあたっての手引き書である「信用保証ハンドブック」、「信用保証の実務解説」、「創業への道」、その他中小企業者向けの広報物などを作成しております。



・ホームページの充実

当協会ではタイムリーで幅広い情報発信を行うため、ホームページの充実に努めております。



ホームページでは、動画と活字を組み合わせた内容で、お客様にわかりやすく保証業務や各種保証制度の内容を掲載しておりますので、是非一度ご覧下さい。

ホームページアドレス: <http://www.cgc-wakayama.jp/>

・LINEによる情報発信

令和元年8月和歌山県信用保証協会公式LINEアカウントを開設いたしました。

保証制度のご案内、創業・経営支援に関するご案内など、中小企業・小規模事業者の皆さまの「お役に立つ情報」を随時配信しております。ぜひ、友だち登録をお願いいたします。

LINE公式アカウント



友だち追加はこちらから!!

● 広報、企業支援、社会貢献活動について

・テレビ、ラジオでのCM

当協会ではテレビCMのリニューアルを行い、夏の高校野球2019和歌山大会ならびに正月特別番組等において、地元メディアを活用して「創業セミナー」等のCMを実施しました。

また、ホームページにおいても、CM内容を動画等で紹介しております。



・休日・夜間相談窓口の設置

当協会では創業をお考えの方々や、経営改善に取り組んでおられる中小企業者の方々を対象に、「休日・夜間経営相談窓口」を設置しております。

当協会の中小企業診断士や経営アドバイザーなど保証審査のベテラン職員がご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

・特別相談窓口等の設置

当協会では中小企業・小規模事業者の皆さまに多大な影響があると判断される災害、倒産等の発生の際に特別相談窓口等を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

なお、令和2年8月1日現在で設置している特別相談窓口等は次のとおりです。

〔特別相談窓口〕

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口

〔相談窓口〕

- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

・金融機関感謝店舗について

令和元年度において、信用保証業務の推進に取り組み、その利用状況が良好で県内中小企業の金融の円滑化に貢献された金融機関店舗に対し感謝の意を表し、「金融機関感謝店舗」として、59店舗を選ばせていただき、感謝状ならびに記念品の贈呈を行いました。

広報、企業支援、社会貢献活動について

・「企業の森」事業への参加

和歌山県では森林の環境を保全していくため、企業や労働組合と森づくりを進める「企業の森」事業を行っております。当協会では平成21年より「企業の森」事業に参加しております。

「信用保証の森」として、環境保全活動を始めて11年が経ちました。

和歌山の風土の豊かさと同時に自然環境の厳しさを実感し、参加者それぞれが思い描く「未来につなぐ森づくり」には、まだまだ年月がかかりそうですが、関係する方々のご協力を得ながら、これからも積極的に取り組んでまいります。



・大阪信用保証協会「OSAKAビジネスフェア ものづくり展+2019」への協力

大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア ものづくり展+2019」が令和元年11月20日（水）マイドーム大阪において開催され、当協会は和歌山県内5企業の出展に協力させていただきました。

中小企業・小規模事業者の皆さまに新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、事業の発展に貢献することを目的に開催された同展は盛況なものとなりました。



・新型コロナウイルス感染症に関する取組み

当協会では、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、下記の取組みを行いました。

金融支援

○経営相談窓口の設置

- ・令和2年1月29日から「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しております。
- ・新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が特に大きかった令和2年3月～7月には、休日においても中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談をお受けしました。

○資金繰り支援の拡充

- ・当協会では、下記の通り、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証、ならびに、地方自治体と連携した保証制度を活用して、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りに影響が生じることがないように全力をあげて取り組んでおります。

日 付	概 要
2月 1日	・和歌山県「経営支援資金（一般枠）」に「指定感染症等に対応した要件」を追加
3月 2日	・セーフティネット保証4号の発動 ・和歌山市「災害復旧支援資金」に「指定感染症等に対応した要件」を追加
3月 6日	・セーフティネット保証5号の指定業種追加（その後も随時追加）
3月13日	・危機関連保証の発動
5月 1日	・実質保証料ゼロ・3年間無利子の和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」取扱開始 ・セーフティネット保証5号の全業種指定
5月15日	・保証対象業種の拡大
5月20日	・実質保証料ゼロ・1年間無利子の和歌山県「経営支援資金（観光関連緊急対策枠）」取扱開始
6月29日	・和歌山県「経営支援資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）」および和歌山県「経営支援資金（観光関連緊急対策枠）」の融資限度額引き上げ

広報活動

○当協会ホームページ、LINEによる情報発信

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした保証制度等、皆さまの「お役に立つ情報」を随時発信しております。

○テレビ番組への出演

- ・令和2年4月16日および令和2年6月4日放送の『6WAKA イブニング（テレビ和歌山）』に出演し、経営相談窓口や保証制度の情報発信を行いました。

2020

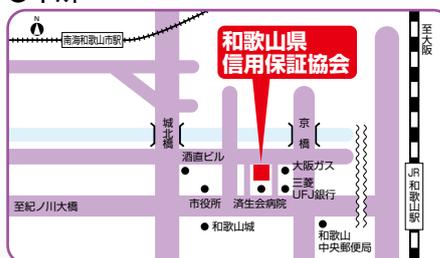
WAKAYAMA GUARANTEE REPORT

●本所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

●南海和歌山市駅より	●JR和歌山駅より
タクシー 5分	タクシー 8分
バス(京橋下車) 10分	バス(京橋下車) 10分
徒歩 15分	徒歩 20分

●本所



●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR田辺駅より
タクシー 10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車) 15分
徒歩 20分

●田辺支所



— 広がる夢のおてつだい —

 **和歌山県信用保証協会**

<http://www.cgc-wakayama.jp/>

